

厚真町過疎地域自立促進市町村計画

〔平成28年度～平成32年度〕

北海道勇払郡厚真町

目 次

1. 基本的な事項

(1) 厚真町の概況	1
① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
ア 自然的条件	1
イ 歴史的条件	1
ウ 社会的、経済的條件	1
② 過疎の状況	2
③ 社会的経済的発展の方向の概要	2
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
① 人口の推移と動向	3
② 産業の推移と動向	5
(3) 行財政の状況	6
① 財政の状況	6
② 行政組織の状況	8
③ 施設整備水準の状況	8
(4) 地域の自立促進の基本方針	9
① 基本的な考え方	9
② 施策別の方針	10
ア 産業の振興	10
イ 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	10
ウ 生活環境の整備	11
エ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	11
オ 医療の確保	12
カ 教育の振興	12
キ 地域文化の振興等	12
ク 集落の整備	12
ケ その他地域の自立促進に関し必要な事項	13
(5) 計画期間	13

2. 産業の振興

(1) 現況と問題点	13
① 農業	13
② 林業	15
③ 水産業	16
④ 工業及び企業立地	16
⑤ 商業	17
⑥ 観光又はレクリエーション	18
(2) その対策	19
① 農業	19
② 林業	20
③ 水産業	20
④ 工業及び企業立地	20
⑤ 商業	21
⑥ 観光又はレクリエーション	21

(3) 計画	22
3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	
(1) 現況と問題点	25
① 道路・河川等	25
② 交通	26
③ 情報・通信	27
④ 地域間交流	27
(2) その対策	28
① 道路・河川等	28
② 交通	28
③ 情報・通信	28
④ 地域間交流	29
(3) 計画	29
4. 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	31
① 上下水道	31
② 廃棄物処理	31
③ 消防・防災	32
ア 消防・救急	32
イ 防災	33
④ 住宅・宅地の整備	33
⑤ 公園・緑地	34
(2) その対策	34
① 上下水道	34
② 廃棄物処理	34
③ 消防・防災	35
ア 消防・救急	35
イ 防災	35
④ 住宅・宅地の整備	36
⑤ 公園・緑地	36
(3) 計画	37
5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	38
① 高齢者等の保健・福祉	38
② 少子化への対応	39
③ 障がい者の保健・福祉	40
④ 地域福祉	40
(2) その対策	40
① 高齢者等の保健・福祉	40
② 少子化への対応	41
③ 障がい者の保健・福祉	42
④ 地域福祉	42
(3) 計画	43

6. 医療の確保	
(1) 現況と問題点	45
(2) その対策	46
(3) 計画	46
7. 教育の振興	
(1) 現況と問題点	46
① 学校教育	46
② 社会教育	47
③ スポーツの振興	47
(2) その対策	47
① 学校教育	47
② 社会教育	48
③ スポーツの振興	48
(3) 計画	48
8. 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	50
(2) その対策	50
(3) 計画	51
9. 集落の整備	
(1) 現況と問題点	51
① 住民自治	51
② 定住促進	52
③ 上厚真市街地環境整備	52
(2) その対策	52
① 住民自治	52
② 定住促進	53
③ 上厚真市街地環境整備	53
(3) 計画	53
10. その他地域の自立促進に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	53
① 広報・広聴の充実	53
② きめ細かな情報発信	54
(2) その対策	54
① 広報・広聴の充実	54
② きめ細かな情報発信	54
(3) 計画	54
事業計画(平成 28～32 年度) 過疎地域自立促進特別事業分	55

1. 基本的な事項

(1) 厚真町の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア 自然的条件

本町は道央圏の胆振管内の東部に位置し、東西に 17.3 km、南北に 32.5 km、総面積 404.56 km² でやや長斜形をなし、南部は太平洋に面する 6.5 km の海岸線があり、西部は苫小牧市と安平町、北部は由仁町と夕張市、東部はむかわ町に接しています。

本町と夕張市の境界を水源とする延長 52.3 km の二級河川厚真川が南北に貫流して太平洋に注いでおり、土地は厚真川流域とその周辺の丘陵地帯、及び勇払平野の東端に続く平地に大別され、総面積の約 70% が森林であり、農用地が約 15%、原野・雑種地が約 4%、宅地が約 1%、その他 10% の土地利用となっています。

気候は太平洋側西部気候区に属し、年平均気温は約 7℃、年間降水量は約 1,000 mm、年間日照時間は約 1,700 時間で、夏季は海岸沿いに霧が発生することもあります。降水量・降雪量ともに少なく温暖で、北海道内では比較的恵まれた気候条件にあります。

イ 歴史的条件

近年の遺跡発掘調査により、町内で約 1 万 4 千年前の細石刃や約 6,200 年前の装飾品をはじめとする数多くの埋蔵文化財が発掘され、旧石器時代や縄文時代から厚真の地に人が住んでいたことが判明しており、先住民族が相当繁栄していた時代があったと想像されます。

本町では、寛永 17 年（1640 年）に駒ヶ岳噴火により山麓に居住していたアイヌ民族が難を逃れて本町に移住したり、寛政 12 年（1800 年）に南部藩士が移住してきたことも記録されていますが、明治 3 年に新潟県人が定住して以降、本格的な入植・開拓が始まりました。

明治 20 年には手掘掘削による油田開発が始まり、昭和初期まで全国有数の油田地帯として盛んに石油産出が行われました。明治 25 年には水稲試作、明治 33 年には北海道農業の土地改良の先駆けとなる客土法が民間の手によって発見され、また、水稲品種改良も盛んに行われ、今日の本町農業の中心である稲作の礎が築かれました。

明治 30 年に、室蘭郡役所管轄の苫小牧外六カ村戸長役場から独立して厚真村となりました。明治 39 年の 2 級町村制の施行を経て、大正 4 年には 1 級町村制が施行されたことにより行政単位の姿が整えられ、昭和 35 年の町制施行によって厚真町となり、今日に至っています。

昭和 45 年に閣議決定された「第三期北海道総合開発計画」に基づき、国家プロジェクトの「苫小牧東部大規模工業基地開発基本計画」が昭和 46 年に策定され、本町もこの区域の一部となりました。以降、農業を基幹産業としながら、豊かな自然環境と産業促進との調和、農業と工業が調和した田園都市を目指してまちづくりが進められています。

ウ 社会的、経済的条件

本町は、海岸線を通る国道 235 号線、高規格幹線道路日高自動車道厚真 I C、J R 日高線のほか、主要道道千歳鶴川線、主要道道平取厚真線等道道の整備により道内各地と結ばれ、隣接の苫小牧市中心地まで約 35 km、道都札幌市まで約 65 km、北海道の空の玄関「新千歳空港」まで約 30 km と近距離にあり、また、国際拠点港湾の苫小牧港東港区の周文（しゅぶん）埠頭は町

内に位置し、秋田・新潟・敦賀・舞鶴とを結ぶ新日本海フェリーが運航し、交通の利便性に優れています。

苫小牧東部地域開発（苫東開発）により、苫小牧港東港区の後背地には国家・民間の大規模な石油備蓄基地や北海道の電力需要の約 3 分の 1 を供給する北海道電力苫東厚真発電所が立地するなど、今後も物流拠点・エネルギー拠点として大きな発展が期待できる立地環境を有しています。

最近では再生可能エネルギーへの関心の高まりと、日照時間が長いという本町の気象特性を活かし、町内各所に太陽光発電施設が建設され、地球環境の保全とエネルギー自給率の向上、地域経済社会の発展に寄与する取組が進められています。

本町経済の中心を担っている第 1 次産業では、特に農業では稲作複合経営を中心として国際化の波に負けない力強い農業・農村を目指し、担い手の育成とともに水田の大区画化や農業用排水路の分離などの生産基盤整備を急いでいます。また、都市と農村の交流を誘うグリーン・ツーリズムを推進しており、本町が持つ地の利や豊かな自然環境を活かした新たな産業の創出にも取り組んでいます。

② 過疎の状況

本町の平成 22 年国勢調査による総人口は 4,890 人となっており、昭和 40 年の 8,875 人と比較すると、45 年間の人口減少率は 44.9%となっています。また、15 歳以上 30 歳未満の若年者の比率は 12.0%で、人口に占める割合が減少傾向にあり、一方、65 歳以上の高齢者の比率は 32.4%で、総人口や若年者人口が減少している中であって大きく増加しています。

過疎化の主な要因は、昭和 48 年の第 1 次オイルショック以降、人口増加が期待されていた苫東開発の進捗の鈍化により就業機会が十分に確保できないなど、我が国の経済成長や社会環境の変化に加え、農業を中心とする第 1 次産業の低迷、少子高齢化の進行など様々な要因が関連しながら、人口減少が助長されたものと推測されます。

本町は過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法に基づく過疎地域として国の支援を受け、農林水産業などの振興対策や道路・水道・公営住宅等の生活環境整備などに取り組んできました。また、苫東への産業インフラの進出に伴い財政状況が向上し、平成 2 年の過疎地域活性化特別措置法の施行の際に過疎地域の要件に適合しなくなったため、5 年間の暫定経過措置をもって平成 7 年 3 月末で法の適用外となりました。

過疎地域の適用外となった以降も、第 1 次産業の振興をはじめ、企業誘致や移住定住対策の促進、子育て支援の充実など、地域産業基盤・生活環境基盤の整備や地域福祉政策の充実等により定住人口の維持・確保に努めてきましたが、第一次産業就業者の減少に歯止めが掛からないなど過疎化の進行を止めるまでには至っておらず、平成 26 年の法改正により、再度過疎地域になりました。

少子高齢化など全国的な人口減少局面を迎える中、今後も地域産業の振興、起業化への支援、移住定住対策の促進とこれらの基盤整備を積極的に進めながら、過疎からの脱却を目指し、地域協働のまちづくりを進めていくことが重要です。

③ 社会的経済的発展の方向の概要

本町の基幹産業は第 1 次産業であり、特に稲作複合経営を中心とする農業は地域の自立や活

性化に欠かすことのできない重要な産業です。今日、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）が大筋合意に至ったことなどにより農業は厳しい環境にあります。水田の大区画化や農業用排水の分離等の生産基盤の整備を進め、国際化の波に負けない農業・農村づくりを進めていかなければなりません。

また、近隣市町と連携した苫東開発の促進や、本町が持つ交通の利便性を活かし町内への企業誘致による就業機会の確保に努め、豊かな自然環境と産業促進の調和を図っていく必要があります。さらに、グリーン・ツーリズムの推進や起業化の支援などにより、本町が持つ地の利や豊かな自然環境を活かした新たな地域経済の活性化が重要です。

これらを総合的に進めるためには、道路、上下水道、認定こども園や児童会館等の子育て関連施設をはじめとする公共施設等の社会資本整備の充実と長寿命化を図り、定住促進に向けた宅地分譲や住宅などの良好な定住環境の整備や、子育て支援、高齢者福祉、地域公共交通などのきめ細かなソフト対策を充実することが重要であり、産業・経済活動の広域化や通勤、通学、通院、買い物などの日常生活圏の拡大にも対応していかなければなりません。

今後も、本町が持つ豊かな地域資源を活かし、第1次産業を振興するとともに、第2次・第3次産業との連携による六次産業化の振興など新たな経済発展にチャレンジし、若者の流出防止による担い手確保と、いつまでも生き生きと暮らせる地域づくりに取り組んでいきます。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

本町の総人口は国勢調査結果では、昭和25年の10,395人をピークに減少を続け、平成22年には4,890人となり、昭和40年の8,875人と比較すると、45年間に総人口で3,985人、率で44.9%（年平均▲1.0%）と大幅に減少しています。また、平成12年からの10年間の推移を見ても、総人口で548人、率で10.0%（同▲1.0%）の減少となっており、人口減少率はほぼ同じ傾向にあることから、積極的な政策努力をしなければ今後も減少傾向に歯止めを掛けることは困難な状況です。

15歳から29歳の若年者人口は、昭和40年に2,110人であったものが、平成22年には587人となり、1,523人（▲72.2%）と極めて大きく減少しており、人口に占める比率も23.8%から12.0%に低下しています。一方、65歳以上の高齢者人口は、昭和40年が549人、平成22年が1,585人と1,036人増加しており、人口に占める比率も6.2%から32.4%と、急激な高齢化が進んでいます。

また、住民基本台帳人口でも、平成17年3月末の5,222人が平成27年3月末では4,695人と、10年間で527人、10.1%（年平均▲1.0%）の減少となっており、先の45年間の人口減少率と比べても減少傾向は変わっていません。男女別人口は、平成27年3月31日現在の男性人口が2,308人、女性人口が2,387人で、女性が男性を79人上回っており、女性比率が高い人口構成となっています。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所が推計した平成32年の本町の人口は4,259人となっており、平成22年と比較すると減少率は12.9%で、今後も人口減少は加速していくものと予測されます。

表 1-1 (1)人口の推移(国勢調査)

(単位:人、%)

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実 数		実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	10,019		8,875	△11.4	7,916	△10.8	6,976	△11.9
0～14 歳	3,758		2,896	△22.9	2,276	△21.4	1,802	△20.8
15～64 歳	5,743		5,430	△ 5.5	5,003	△ 7.9	4,472	△10.6
うち 15～29 歳(a)	2,515		2,110	△16.1	1,747	△17.2	1,366	△21.8
65 歳以上(b)	518		549	6.0	637	16.0	702	10.2
(a)/総数 若年者比率	25.1%		23.8%	—	22.1%	—	19.6%	—
(b)/総数 高齢者比率	5.2%		6.2%	—	8.0%	—	10.1%	—

区 分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	6,817	△ 2.3	6,603	△ 3.1	6,183	△ 6.4	5,734	△ 7.3
0～14 歳	1,506	△16.4	1,313	△12.8	1,065	△18.9	936	△12.1
15～64 歳	4,464	△ 0.2	4,332	△ 3.0	4,056	△ 6.4	3,549	△12.5
うち 15～29 歳(a)	1,223	△10.5	1,142	△ 6.6	930	△18.6	778	△16.3
65 歳以上(b)	846	20.5	958	13.2	1,062	10.9	1,249	17.6
(a)/総数 若年者比率	17.9%	—	17.3%	—	15.0%	—	13.6%	—
(b)/総数 高齢者比率	12.4%	—	14.5%	—	17.2%	—	21.8%	—

区 分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	5,438	△ 5.2	5,240	△ 3.6	4,890	△ 6.7
0～14 歳	806	△13.9	660	△18.1	554	△16.1
15～64 歳	3,214	△ 9.4	3,038	△ 5.5	2,751	△ 9.4
うち 15～29 歳(a)	736	△ 5.4	673	△ 8.6	587	△12.8
65 歳以上(b)	1,418	13.5	1,541	8.7	1,585	2.9
(a)/総数 若年者比率	13.5%	—	12.8%	—	12.0%	—
(b)/総数 高齢者比率	26.1%	—	29.4%	—	32.4%	—

表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

(単位: 人、%)

区 分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	5,474	—	5,222	—	△4.6	4,886	—	△6.4
男	2,688	49.1	2,549	48.8	△5.2	2,369	48.5	△7.1
女	2,786	50.9	2,673	51.2	△4.1	2,517	51.5	△5.8

区 分	平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日			
	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	4,701	—	△3.8	4,695	—	△0.1	
男 (外国人住民除く)	2,301	48.9	△2.9	2,308	49.2	0.3	
女 (外国人住民除く)	2,400	51.1	△4.6	2,387	50.8	△0.5	
参 考	男(外国人住民)	4	36.3	—	6	46.2	50.0
	女(外国人住民)	7	63.7	—	7	53.8	0.0

② 産業の推移と動向

産業別就業人口の推移では、昭和 40 年と平成 22 年を比較すると、45 年間に全体で 1,681 人、38.2%の減少となっています。産業別人口の構成比率は、第 1 次産業では 71.6%から 38.4%に大きく低下しているのに対し、第 2 次産業と第 3 次産業では、それぞれ 8.3%から 12.8%に、20.1%から 48.0%に比率が高まっています。

産業別にみると、第 1 次産業は 45 年間で 2,111 人、66.9%の減少となっており、このうち農業が 1,922 人 (66.0%) の減少と、第 1 次産業の人口減少の主な要因となっています。第 2 次産業は 45 年間で 12 人、4.4%の減少ですが、このうち建設業は 92 人 (32.4%) の減少、製造業は 73 人 (102.8%) の増加と、公共事業の減少や苫東開発地域への企業進出等により、業種の構成が変化しています。第 3 次産業は 422 人、47.7%の増加で、このうちサービス業が 323 人 (91.0%) の増となっていますが、卸売・小売業・飲食店の減少が目立ち、人口の減少や購買力の流出等により特に中心市街地の活力低下が懸念されています。

表1-1 (4) 産業別人口の推移 (国勢調査)

(単位: 人、%)

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実 数		実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	5,152		4,405	△14.5	4,357	△ 1.1	3,671	△15.7
第 1 次産業 就業人口比率	79.1		71.6	—	69.5	—	63.3	—
第 2 次産業 就業人口比率	4.2		8.3	—	6.4	—	8.7	—
第 3 次産業 就業人口比率	16.6		20.1	—	24.0	—	27.8	—

区 分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	3,789	2.9	3,699	△ 2.1	3,606	△ 2.5	3,301	△ 8.5
第 1 次産業 就業人口比率	54.8	—	52.3	—	47.8	—	43.8	—
第 2 次産業 就業人口比率	13.6	—	13.1	—	17.5	—	15.6	—
第 3 次産業 就業人口比率	31.6	—	34.6	—	34.7	—	40.6	—

区 分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	3,097	△ 6.2	2,878	△ 7.1	2,724	△ 5.4
第 1 次産業 就業人口比率	43.0	—	39.1	—	38.4	—
第 2 次産業 就業人口比率	14.7	—	15.6	—	12.8	—
第 3 次産業 就業人口比率	42.3	—	45.2	—	48.0	—

注) 昭和 35 年、昭和 45 年、昭和 50 年、平成 17 年、平成 22 年は分類不能産業人口がいるため、各比率の合計値は 100%ではない。

(3) 行財政の状況

① 財政の状況

本町の財政規模は、一般会計決算ベースで平成 25 年度歳入総額が約 66 億 1 千万円、歳出総額が約 64 億 7 千万円で、平成 12 年度と比較すると、歳入で約 1 億 5 千万円、歳出で約 3 千万円減少しており、年度ごとの投資的経費の増減はありますが緊縮型の財政運営となっています。

平成 25 年度の歳入総額のうち一般財源は約 45 億 5 千万円、このうち町税や使用料などの自主財源は約 25 億 8 千万円で歳入総額の 38.9%を占め、また、町税はこのうち約 17 億 2 千万円で自主財源の 66.6%となっています。主な町税は火力発電所を中心とした苫東関連の大規模償却資産の固定資産税ですが、年々減少傾向にあります。

歳出については、今後、公共施設の大規模改修や統合簡易水道の建設、高齢者共同福祉住宅の整備などの投資的経費や、国営農業用水再編対策事業や道営ほ場整備事業等の農業生産基盤整備の負担金などが増加する見込みであり、将来にわたって安定した行政運営を行っていくため、事務事業の見直し等の行財政改革の取組を進め、事業の優先度や費用対効果を十分見極めながら、緊急性や必要性を踏まえた「選択と集中」により健全な財政基盤を確立する必要があります。

表 1-2 (1)市町村財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳入総額 A	6,770,666	6,818,218	7,145,914	6,616,935
一般財源	4,067,457	3,585,674	4,448,268	4,556,990
国庫支出金	517,904	468,529	695,977	666,091
都道府県支出金	242,143	294,806	539,445	856,616
地方債	1,183,000	691,000	948,472	523,105
うち過疎債	—	—	—	—
その他	760,162	1,778,209	513,752	14,133
歳出総額 B	6,513,173	6,703,153	6,922,344	6,477,477
義務的経費	2,052,073	2,839,085	2,219,673	2,128,384
投資的経費	2,236,465	1,525,076	2,299,481	1,488,449
うち普通建設事業	2,042,457	1,508,949	2,199,563	1,451,384
その他	2,224,635	2,338,992	2,403,190	2,860,644
過疎対策事業費	—	—	—	—
歳入歳出差引額 C (A-B)	257,493	115,065	223,570	139,458
翌年度へ繰越すべき財源 D	33,304	—	104,728	11,446
実質収支 C-D	224,189	115,065	118,842	128,012
財政力指数	0.45	0.81	0.53	0.47
公債費負担比率	16.6	30.8	22.8	19.4
実質公債費比率	—	—	16.0	13.7
起債制限比率	10.3	16.1	—	—
経常収支比率	79.5	92.8	81.7	84.7
将来負担比率	—	—	50.6	—
地方債現在高	6,896,777	10,068,868	8,574,017	7,509,719

② 行政組織の状況

本町の行政組織は、町長部局として5課1室と上厚真支所（本庁舎から約12km）があり、議会、教育委員会、農業委員会の各部局のほか、選挙管理委員会と監査はそれぞれ総務課と議会事務局が兼務しています。職員総数は104人で、職員1人当たり人口は平成26年度末で45.2人となっており、第2次厚真町定員適正化計画（平成30年目標）により、効率的かつ効果的な職員定員管理を行っています。

広域行政では、昭和46年に胆振東部5町（厚真町・安平町（旧追分町・旧早来町）・むかわ町（旧鶴川町・旧穂別町））で「胆振東部消防組合」を設置し、組合事務所を本町に置き、支署を各町に置いて消防の広域体制を整えています。また、環境衛生関係では、昭和58年に近隣3町（厚真町・安平町（旧追分町・旧早来町））でゴミ処理に係る一部事務組合を設置し、現在は「安平・厚真行政事務組合」として組合事務所を安平町に置き、苫小牧市と連携を図りながらゴミ処理の広域化を図っています。し尿処理では昭和47年、胆振東部及び日高西部8町（合併により現5町（厚真町・安平町・むかわ町・平取町・ひだか町））で「胆振東部日高西部衛生組合」を設置し、組合事務所をむかわ町に置き、広域的な公衆衛生に取り組んでいます。

また、平成26年7月に苫小牧市が中心市宣言を行い、平成27年3月には東胆振1市4町（苫小牧市・白老町・厚真町・安平町・むかわ町）による定住自立圏形成協定を締結しました。同年10月には東胆振定住自立圏共生ビジョンが策定され、それぞれの魅力を活かしながら、相互に役割分担をし、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する自治体間連携に取り組んでいます。

③ 施設整備水準の状況

道路は、町民生活や社会・経済活動を支え、活力ある地域づくり・まちづくりを推進するうえで大変重要な社会基盤であり、町道整備計画に基づき計画的に整備を進めており、平成25年度末の改良率は76.9%、舗装率は66.1%で、いずれも胆振・全道平均を上回るまで向上しています。

上水道は、厚真・上厚真両地区の2カ所の簡易水道施設から供給し、平成25年度末の水道普及率は84.0%となっていますが、慢性的な水量不足により未給水区域の解消が困難な状況で、また、上厚真地区では水源となっている軽舞川上流部に石油採掘坑跡があるため、大雨等による石油混入の懸念が常態化しています。このため、厚真川上流部に建設する厚幌ダムに水源を求めるとともに、2カ所の簡易水道施設を統合し、平成30年度の供用開始を目指して、水質・水量ともに安定した水道水の供給を計画しています。

下水道は、快適な生活環境の確保と自然環境の保全を図るため、厚真中心市街地では平成15年度末から公共下水道の供用が開始されるとともに、公共下水道区域外の生活排水処理は、浄化槽市町村設置型事業により合併処理浄化槽の整備を推進しており、平成25年度末の水洗化率は69.5%となっています。

病院・診療所は、民間診療所1カ所と歯科診療所2カ所がありますが、入院設備がないため、町内の地域医療と苫小牧圏域の第2次救急医療体制との連携が重要となっています。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分		昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 20 年度末	平成 25 年度末
市町村道	改良率 (%)	—	34.1%	54.5%	67.8%	73.0%	76.9%
	舗装率 (%)	—	5.3%	31.5%	53.4%	60.7%	66.1%
農道	延長 (m)	—	—	—	—	—	—
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)		—	—	—	—	—	—
林道 延長 (m)		—	53,776	58,089	90,297	92,885	96,336
林野 1ha 当たり林道延長 (m)		—	1.87	2.02	3.14	3.23	3.35
水道普及率 (%)		—	63.1%	67.0%	77.0%	81.4%	84.0%
水洗化率 (%)		—	—	—	—	58.4%	69.5%
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)		—	—	—	—	—	—

(4) 地域の自立促進の基本方針

① 基本的な考え方

本町は、開拓以来、第 1 次産業を中心とする穀倉地帯として発展してきましたが、本町と苫小牧市にまたがる国際拠点港湾「苫小牧港東港区」や苫小牧東部地域開発が発展途上にあり、至近距離にある北海道の空の玄関「新千歳空港」や道央道に連絡する高規格幹線道路日高自動車道厚真 I C など交通の利便性は高く、また苫小牧市、千歳市など高次な都市機能を持つ地域と近接しているなど、地の利の良さと自然の豊かさが共存しています。

しかし、環境や潜在力は、北海道の中でも比較的に高いものの、少子化や各分野における経営者の平均年齢の上昇が続く中、本町が持続的な発展を遂げるためには、人を育て、人を残すことを基本に、きめ細かな社会福祉、移住定住の促進、子育て支援や教育の充実、産業・経済基盤の拡充、安全・安心な地域社会の形成、環境保全と交流促進等の各分野で、これまでの取組にさらに磨きをかけていかなければなりません。

町民の生命財産を水害から守る抜本的な治水対策、不足する農業用水と水道用水の安定確保について、その中核となる厚幌ダムの建設が厚真川の河川改修とともに着実に進められるとともに、国際化の進展による農政の大転換に対応していくために、力強い農業・農村を目指し、担い手の育成とともに水田の大区画化や用排水路の分離等の農業生産基盤の整備を急がなくてはなりません。

社会基盤の整備や第 1 次産業の振興を岩盤政策としつつ、本町が持つ地の利や豊かな自然環境を活かした取組も、地域経済の成長や持続的な発展には不可欠であり、グリーン・ツーリズムの推進や起業化の支援に取り組むとともに、自然に恵まれた森の中の分譲地や若者世代の定着を目指す宅地開発は、移住定住のための受け皿として重要であり、認定こども園や児童会館、学校教育や放課後子ども教室等の子育て環境の充実を通して、夢を持つ若い世代の期待に応え、

人口減少を最小限に抑えるため、本過疎計画では、北海道過疎地域自立促進方針との整合性を確保しつつ、厚真町まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略、第4次厚真町総合計画（平成28年度～平成37年度）の基本目標のもとに、各分野における施策を総合的かつ計画的に展開させるとともに、町民との協働によるまちづくりを推進します。

- ・町の将来像 あつまる つながる まとまる 大いなる田園の町 あつま
- ・基本目標 1 人が輝くあつま
 2 健やかで安心なあつま
 3 みのり豊かなあつま
 4 快適に暮らせるあつま
 5 みんなで支えるあつま

② 施策別の方針

ア 産業の振興

農業の振興は、第7次厚真町農業振興計画（平成28～32年度）に基づき、特に水田の大区画化や用排水路の分離等の農業生産基盤整備や農村環境整備を進め、国際化の進展に対応する生産体制と安全・安心で良質な食料を安定供給する力強い農業・農村の確立を図ります。

林業の振興は、厚真町森林整備計画及び森林資源利活用戦略に基づき、多面的な機能を発揮する望ましい森林の姿へ誘導するため、効率的な森林施業や林業従事者の養成と確保、作業路網の整備等を促進するとともに、町有林を適正に保育管理し、地域材活用による林業活性化と雇用の安定化を図ります。

水産業の振興は、シシヤモ・ホッキ貝等の資源管理とマツカワの栽培漁業を推進し、経営の安定・強化を図ります。

工業及び企業立地は、近隣市町との連携により苫東開発地域への立地誘導を図るとともに、太陽光発電施設の立地をはじめ、町内立地関連企業や食品関連企業等へのアプローチ、首都圏のIT関連企業のサテライトオフィス等の誘致など多方面にわたる積極的な企業誘致を進め、地域経済への波及効果を高めます。

起業化の促進は、地域資源を活用した商品開発等の起業化を促進し、地域経済の活性化を図るとともに、買い物弱者に対する移動販売と見守り機能を併せ持つコミュニティビジネス等、地域と連携した新しい産業の創出を目指します。

商業の振興は、既存商工業者の経営近代化・安定化に向け、消費者ニーズに対応した商業環境づくりに努め、人材育成等の経営基盤の強化を図ります。

観光及びレクリエーションの振興は、厚真町グリーン・ツーリズム推進方針に基づき、交流促進センター「こぶしの湯あつま」を拠点として、恵まれた自然環境や農業・農村の資源を活かした体験型レクリエーションの推進など、都市と農村の交流を促進します。

イ 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

道路や橋梁は町民生活や社会・経済活動を支え、活力ある地域づくり・まちづくりを推進するうえで重要な社会基盤であり、町道整備計画に基づき計画的な整備を進めるとともに維持管理の充実を図り、円滑な交通の確保に努めます。河川は良好な水量・水質を確保するため、浚渫等の適正な維持管理に努めます。

交通は、町内バス事業者との連携により路線維持と利用者の利便性の確保に努めるとともに、デマンド方式による循環福祉バスの運行等により、交通空白地域の解消を図ります。

情報・通信は、町内全域のブロードバンド化、テレビ地上波デジタル放送の難視聴地域の解消等、さらに必要な情報通信基盤の整備を進めるとともに、情報通信技術（ICT）を使って、町の優位性と地域の発信力を高め、町民生活の利便性の向上を図ります。

地域間交流は、グリーン・ツーリズムの推進により、交流促進センター「こぶしの湯あつま」を拠点として都市生活者の余暇活動の場を提供し、都市部からの交流人口の増加を図ります。

また、心の豊かさや自然環境に恵まれた地域での子育てや移住定住に向け、本町の魅力発信の取組を積極的に展開し、併せて子育て関連施設や分譲地などの定住基盤を整備します。また、姉妹都市との人的・文化的交流等、様々な角度からの交流を推進します。

ウ 生活環境の整備

上水道は、水需要の増加等に対応するため新たな水源を厚幌ダムに求め、厚真・上厚真両地区の簡易水道の統合により水道施設の一元化と水道未普及地区の解消を図り、水質・水量ともに安定した水道水の供給を図ります。下水道は、公共下水道と合併処理浄化槽により、全町民が快適に生活できるよう厚真町生活排水処理基本計画に沿って整備を進め、生活排水処理率の向上を図ります。

廃棄物処理は、日常生活や生産活動の中で“3R運動”の実践により、資源循環システムによるごみの減量化を目指すとともに、ごみ処理にあたっては、安平・厚真行政事務組合による広域的な処理対策を推進します。

消防・救急は、胆振東部消防組合と連携を図りながら、火災の未然防止や消防体制の計画的な整備により災害対応力の向上に努めるとともに、安全対策や救急・救助体制の充実に取り組みます。防災は、水害や樽前山の噴火災害、地震・津波災害等に備えるため、厚真町地域防災計画に基づく予防対策を促進するとともに、防災行政無線システムのデジタル化や日頃からの防災意識の向上等、緊急対応力の向上に努めます。

住宅は、厚真町住生活基本計画に基づき、省エネルギー化など優良な民間住宅の整備促進や空き家対策に取り組むとともに、長寿命化計画に基づき、公営住宅等の計画的な改修を進めます。また、都市生活者の移住定住を進めるためには公的な宅地供給が重要であり、特に本町の「フォーラム・ビレッジ」「かみあつまきらりタウン」等の宅地分譲地の販売促進、併せて良質でゆとりある子育て支援住宅をはじめとする少子高齢化に対応した居住環境の整備など、移住定住の促進に向けた基盤整備を進めます。

公園・緑地は、憩いの場として多くの町民が集う交流の場であるとともに、非常時の退避の場として重要なスペースであり、計画的な整備と適正な管理により、町民に親しまれる公園、観光・レクリエーションなど町の活性化に寄与する公園等を目指します。

エ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

高齢者等の保健・福祉は、高齢者が住み慣れた地域で社会の一員としての尊厳が守られ、充実した日常生活を送ることができるよう、高齢者保健、介護予防、生活自立支援、家族への支援、低所得者対策、新たな高齢者共同福祉住宅の整備などによる居住環境の充実、生きがいくくり等、総合的な施策の展開を図ります。併せて、本町の保健福祉・介護予防の拠点施設であ

る総合ケアセンターゆくりを改修・充実します。

少子化への対応は、厚真町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育てをまち全体で支える体制づくり、安心して子育てができる環境づくり、母子の健康を守り、健やかな子どもを育むまちづくりの実現を目指し、認定こども園や児童会館等の子育て施設を関連づけて整備運営するとともに、児童福祉、ひとり親家庭の福祉、障がいのある子どもの福祉、母子保健、医療、教育など関係する分野が一体となり、総合的な少子化対策に取り組みます。

障がい者の保健・福祉は、厚真町障がい福祉計画に基づき、すべての人々が平等で社会活動を営むことができるようノーマライゼーションの理念を尊重し、障がいの予防、発達支援センターを中心とした療育体制、難病の人への対応、複合型地域福祉活動拠点として障がい者就労支援施設の整備運営等、総合的な施策の展開を図ります。また、福祉団体をはじめ自治会や事業者の参画により組織している厚真あんしんネットワーク等により、地域の高齢者や障がい者に対し声掛けや見守り支援等を行い、地域全体での福祉活動を推進します。

オ 医療の確保

町民が安心して暮らせる医療体制を目指し、町内の民間医療機関と圏域の第2次救急医療体制との連携を図り、安定した医療サービスの確保を図ります。併せて、総合ケアセンターゆくりを拠点に、ライフステージに合わせた健康管理・健康づくりを推進します。

カ 教育の振興

学校教育は、学校プール改修や老朽化した校舎等の計画的な大規模改修、学校給食センターの機器類の更新等の学校施設の充実に努め、知・徳・体のバランスのとれた教育活動の展開を図ります。北海道厚真高等学校は、本町の地域振興、まちづくりにとって欠くことのできない人材の育成を担っており、特色ある教育や地域に根ざした教育活動の実践に向け、厚真高等学校教育振興会と連携し同校への教育活動を支援します。

社会教育は、町内2ヶ所の児童会館等を拠点に放課後子ども教室や放課後児童クラブなど小学生の放課後の安全・安心な居場所を確保し、子供たちの創造力や豊かな心を育みます。また、生涯にわたって充実した生活を営むことができるよう、生きがいつくりとまちづくりの人材育成の視点で、公民館や青少年センターなどの生涯学習関連施設の充実と活用、学習機会の提供等に取り組みます。

スポーツセンターや全天候型土間体育館あつまスタードーム等のスポーツ施設の整備により、町民誰もが気軽に楽しく健康づくりができる環境の充実と施設の有効利用に努めます。

キ 地域文化の振興等

厚幌ダム建設に伴う埋蔵文化財発掘調査により貴重な史料が発掘されており、歴史史料を後世に継承していくため、適正な管理に努めるとともに収蔵展示施設を整備します。また、町民共有の財産として、本町開拓期からの古民家を保存・再生して地域文化の振興を図るとともに、郷土史料や郷土芸能、天然記念物の北海道犬厚真系の保存活動に努めます。

ク 集落の整備

各自治会の自主活動の促進を図るとともに、地域単位のコミュニティの維持や空き家・廃屋

問題等の集落的な課題に対応するため、相談や情報提供等の体制を整備するとともに、特に集落支援員の設置により集落点検や地域課題の整理を行う等、住民自治活動を支援します。また、地域おこし協力隊制度を活用して都市部からの優秀な人材を確保し、地域住民との連携を図りながら農業・林業・観光振興・特産品開発等の各分野に従事し、町内での起業と定住を目指します。

定住促進は、過疎化を脱却するために極めて重要な取組であり、住環境の向上、環境保全と景観づくり、都市交流やグリーン・ツーリズムの推進などと併せて総合的に取り組みます。

集落の整備として上厚真地区は、高規格幹線道路日高自動車道厚真 I C や苫小牧港東港区フェリーターミナル、苫小牧市や苫東開発地域に隣接しており、上厚真市街地環境整備計画により総合的なまちづくり整備を行い、地理的優位性を活かした定住人口の増加を図ります。

ケ その他地域の自立促進に関し必要な事項

広報広聴活動は、町民と行政の情報の共有化を図る重要な手段として取組を充実します。

本町のまちづくりや特色を全道・全国にアピールして認知度を高め、活力あるまちづくりを進めるため、各種の媒体を活用してPR活動等のきめ細かな情報発信に努めます。

(5) 計画期間

本計画は平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 ヶ年間とします。

2. 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本町は、稲作を中心として農業の基礎が築かれ、道内有数の良質米生産地として発展してきましたが、現在は農業情勢の変化に伴い畑作物・野菜・畜産等との稲作複合経営が営まれています。

農業を取り巻く環境として農家戸数は年々減少を続けており、平成 17 年に 580 戸（うち販売農家 498 戸）あった農家が、平成 22 年では 473 戸（同 410 戸）と、5 年間で 107 戸（同 88 戸）が減少し、その減少率は 18.4%（同 17.7%）となっています。

また、本町の 1 戸当たりの農用地面積は平成 22 年では 14.1ha で、北海道及び胆振平均と比較しても中小規模にあります。販売農家のうち農業所得を主体とする農家（専業及び第 1 種兼業農家）の割合は平成 17 年の 80.1%から平成 22 年には 79.3%に、主業農家の割合は平成 17 年の 58.4%から平成 22 年には 53.9%にやや減少しているものの、農業所得に依存する農家の割合は高い状況です。しかし、農家子弟の新規就農者も極めて少ない状況が続き、65 歳未満の農業専従者がいる販売農家が平成 22 年では 54.4%と約半数で、高齢化や労働力不足等による生産体制の脆弱化や農村活力全体の低下が懸念されています。

このような中、農作物価格の低迷や産地間競争の激化、TPP 協定の大筋合意等の国際化の進展により、さらに農業経営の厳しさが増していますが、本町農業を持続的に発展させるためには、国際化の波に負けない力強い農業・農村づくりが必要です。

このため、第 7 次厚真町農業振興計画の目標実現に向け、認定農業者等の担い手経営の安定

化や高付加価値化・六次産業化を含めた経営の多角化を推進するとともに、新たな生産技術の普及・推進と農業基本技術の励行により、単位当たりの生産性を向上させる等、農畜産物の生産性の向上を図ります。

特に農業生産基盤の整備状況は、水田整備のため平成10年度から始まった道営ほ場整備事業は平成26年度末で14地区が完成しましたが、全体計画での進捗率は64%で、残る9地区36%の完成までは未だ相当の年数を要するものと想定されます。また、農業用水の安定供給のため平成13年度から始まった国営農業用水再編対策事業は、当初の予定から大幅に遅れ完成が平成31年度となる見込みです。このため未整備地域や水不足が深刻化している地域では、非効率な営農状況にあり経営の安定化に支障となっています。次代を担う後継者を育成し競争力のある農業を確立するには、大規模化に対応した効率性の高い生産基盤を作り上げることが急務です。

また、依然、エゾシカ等の野生鳥獣による農作物被害が多発しており、被害防止対策を進めることはもとより、鳥獣被害防止計画に沿った個体管理・駆除などを含め総合的な被害防止対策を講じることが急務となっています。

表2-1 (1) 農家戸数の推移(農林業センサス) (単位:戸)

区 分	農家戸数		専兼別			経営規模別					
	総戸数	うち販売農家	専業	兼業		3ha未満	3~5ha	5~10ha	10~20ha	20~30ha	30ha以上
				第1種	第2種						
平成2年	779	738	251	340	147	178	153	296	128	18	6
平成7年	712	652	188	292	172	166	136	243	132	27	8
平成12年	669	608	191	272	145	183	113	198	131	32	12
平成17年	580	498	171	228	99	117	71	143	98	45	24
平成22年	473	410	177	148	85	100	43	93	95	51	28

表2-1 (2) 年齢別農業就業人口の推移(農林業センサス) (単位:人)

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
男女計	1,694	—	1,431	△15.5	1,243	△13.1	1,028	△17.3	834	△18.9
15~29歳	133	—	98	△26.3	64	△34.7	33	△48.4	25	△24.2
30~59歳	984	—	725	△26.3	576	△20.6	420	△27.1	288	△31.4
60~64歳	197	—	214	8.6	149	△30.4	130	△12.8	112	△13.8
65歳以上	380	—	394	3.7	454	15.2	445	△2.0	409	△8.1

表2-1 (3) 1戸当たり農用地面積の推移(農林水産統計) (単位:ha)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
北海道	12.7	14.8	17.0	19.8	26.2
胆振管内	8.7	9.7	10.6	12.8	16.9
厚真町	7.6	8.2	8.7	10.0	14.1

表 2-1 (4) 主・副業別農家数の推移 (農林業センサス)

(単位: 戸)

区 分	主業農家		準主業農家		副業的農家
		うち65歳未満		うち65歳未満	
平成 7 年	427	382	97	51	128
平成 12 年	366	320	68	27	174
平成 17 年	291	252	41	17	166
平成 22 年	221	199	51	24	138

表 2-1 (5) 農業労働力保有状態別農家数 (農林業センサス)

(単位: 戸)

区 分	65歳未満専従者がいる	うち男子専従者	うち女子専従者
平成 7 年	434	295	—
平成 12 年	349	238	—
平成 17 年	271	177	183
平成 22 年	223	145	111

② 林業

本町の森林は町民の生活圏に隣接し、天然生萌芽林、針葉樹人工林、天然生林といった様々な林分によって構成されており、厚真町森林整備計画及び森林資源活用戦略に基づき、森林の多面的な機能に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた整備と保全及び地域産材の活用を総合的に行う必要があります。

天然生萌芽林は、ナラ類によって構成される広葉樹林が多く、農家の副業としてシイタケ栽培の原木として利用されていることに加え、高品質の木炭の原料としても利用されており、持続可能な範囲で利用を進めることが重要です。また、人工林は、カラマツを中心とした造林が行われ、伐期を迎える林分も多く存在することから、皆伐等の木材生産と環境保全の両立を図りつつ、計画的な伐採と再生林を進めなければなりません。

このため、町有林については、伐期に達した人工林を計画的に伐採し、森林の維持と安定した木材資源の市場への供給、森林環境の保全に努めるとともに、民有林については、所有者、地域、森林組合等との連携を図りながら、森林施業の集約化による効率的な作業の実施に努め、さらに林業従事者の養成・確保や機械化、作業路網整備等を計画的に進めていく必要があります。

表 2-2 森林面積及び蓄積量 (資料: 平成 25 年度北海道林業統計)

(単位: ha・千 m^3)

区 分	森 林 面 積 (ha)					蓄 積 量 (千 m^3)		
	計	天然林	人工林	無立木地	その他	計	針葉樹	広葉樹
道 有 林	11,888	9,535	1,938	1	415	2,015	573	1,442
町 有 林	2,352	935	1,362	55	—	426	338	88
私 有 林	14,376	6,943	6,182	1,252	—	1,857	1,242	615
そ の 他	5	—	—	5	—	—	—	—
計	28,616	17,412	9,482	1,308	415	4,298	2,153	2,145

③ 水産業

本町の水産業は、シシャモ、ホッキの資源管理やマツカワの種苗放流等、資源管理型漁業を中心に経営の安定化を図ってきており、これまでの取組を継続しながら漁場環境の保全を推進していく必要があります。また、依然、後継者不足の状態にあることから、担い手の確保に努める必要があります。

表 2-3 漁獲量及び漁獲高の推移

(単位：t・千円)

区 分	平成 20 年		平成 21 年		平成 22 年		平成 23 年		平成 24 年	
	数量	金 額								
合 計	292	136,686	373	170,741	380	177,889	289	131,213	298	135,128
魚 類	79	39,838	98	56,170	77	48,059	69	28,116	82	29,122
うちシシャモ	10	21,873	27	40,649	25	33,777	6	10,101	6	12,487
水産動物	11	20,901	17	17,592	11	20,487	17	20,869	11	15,010
うち毛鰯	6	11,565	6	10,314	6	12,286	7	12,588	5	10,919
貝 類	202	75,947	258	96,979	292	109,343	203	82,228	205	90,996
うちホッキ貝	192	73,190	250	95,478	289	108,763	200	81,750	202	90,415

④ 工業及び企業立地

本町は苫小牧東部地域開発や千歳・苫小牧地方拠点都市地域計画等により、国等の開発整備・振興の方向を踏まえながら企業誘致を中心に取組を進めてきました。企業誘致については、新千歳空港、苫小牧港東港区、さらには高規格幹線道路日高自動車道厚真 IC などの良好な交通条件、安価で広大な工業団地、そして立地企業に対する町独自の優遇措置を PR しながら積極的に企業誘致に努めています。平成 24 年度には国が推進する再生可能エネルギー（太陽光発電）による発電所（1.5MW と 15MW）を誘致しましたが、製造業等の業種は、グローバル化による経済構造の変化や経済不況の長期化などから誘致活動は困難な実情にあります。

苫東開発については、平成 20 年度に「苫小牧東部開発新計画の進め方について（第 2 期）」が策定され、現在、段階的な開発の具体的な方向付けが行われています。

苫東地域に所在する道内で唯一北米コンテナ航路が就航している苫小牧国際コンテナターミナル（東港区弁天地区）では、延長 330m 水深 14m の岸壁と、平成 23 年に完成した延長 240m 水深 12m の耐震強化岸壁が供用されており、さらに、パナマックス（13 列）対応のガントリークレーン 2 基に加えて、オーバーパナマックス（16 列）対応のガントリークレーン 1 基が平成 24 年に加わるなど、充実した設備の整備により待船やヤードの狭隘化などの問題が大幅に解消されています。今後、東港区は広大な後背地を活用した北海道の物流及び産業の拠点として発展していくことが予想されますので、町でも動向を把握しながら企業誘致の方策等を検討する必要があります。また、苫小牧港リサイクルポート（静脈物流拠点）の推進については、苫小牧港リサイクルポート懇話会で港の後背地にリサイクル施設を集積させ、再生資源物を海上輸送する拠点づくりが推進されています。

工業の振興には、企業誘致のみならず地域資源を活かした地場産業を育成する方向も併せて取り組んでいく必要があります。そのためには他の地域産業との連携や、小規模でも多様な地

域資源を活かした起業グループを育成し、つないでいく努力が必要です。また、今日的な基盤としては工業団地の整備はもとより、IT関連企業向けに地域の空き家等を活用したサテライトオフィスの整備など、地域のイメージアップを図るための施策と情報発信が欠かせません。今後は、これらの取組を強化し、定住促進や地域産業全体の活性化につながる工業振興策を講じていく必要があります。

表2-4 工業の推移(資料:工業統計調査)

(単位:事業所、人、万円)

区 分	事業所数	従業者数	製 造 品 出荷額等	1 事業所当たり		従業者1人当 たり出荷額
				従事者数	出荷額	
平成 16 年	7	411	582,926	58.7	83,275	1,418
平成 17 年	7	416	669,330	59.4	95,619	1,609
平成 18 年	6	407	627,384	67.8	104,564	1,541
平成 19 年	6	406	683,735	67.7	113,956	1,684
平成 20 年	5	404	774,371	80.8	154,874	1,916
平成 21 年	4	394	805,595	98.5	201,399	2,045
平成 22 年	4	383	763,907	95.8	190,977	1,995

⑤ 商業

本町の厚真市街地は、厚真中央土地区画整理事業により街並み整備等が行われ、商店主や町民による美化活動やイベント等を通じて中心市街地の集客等に努力していますが、人口の減少や高齢化の進行、消費者ニーズやライフスタイルの多様化といった社会経済環境の変化と相まって、購買力は苫小牧市や札幌圏へ流出している傾向が続いています。しかし、商業・サービス業は地域の活気やイメージに不可欠な存在であり、過疎化が進んでいる現在、町のコミュニティの核になる中心市街地を活性化させなければなりません。

このため、魅力ある中心市街地づくりに向け、より一層町民に対し町内での買い物意識を高める啓蒙活動を推進する必要があります。併せて既存の個店等の自助努力を促しながら、研修や担い手育成、融資制度の普及、異業種交流、関連団体の自主活動支援、消費生活に関わる情報提供や学習機会の拡充等、商工会との連携を密にし側面からの様々な支援を講じなければなりません。また、町民の高齢化等に対応するため、見守りを含めた買い物弱者に対する食料品や生活必需品の移動販売等のコミュニティビジネスの育成や、起業時の開業経費等の負担軽減等による新たな起業への取組の奨励等により、地域経済の活性化を図ることも重要です。上厚真市街地については、上厚真市街地環境整備計画により、地区の居住環境整備等の動向を踏まえながら、関係者や関係団体、地域住民の参加を得て整備内容の具体化を定めていく必要があります。

表2-5 商業（卸売・小売業）の推移（資料：商業統計調査）

区 分	事業所数	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (万円)	1事業所当たり		従業者1人当 たり年間商 品販売額 (万円)
				従事者数 (人)	年間商品販 売額(万円)	
平成 3年	89	303	680,353	3.4	7,644	2,245
平成 6年	85	331	699,198	3.9	8,226	2,112
平成 9年	75	297	739,518	4.0	9,860	2,490
平成11年	70	324	629,181	4.6	8,988	1,942
平成14年	67	320	622,944	4.8	9,298	1,947
平成16年	64	311	552,898	4.9	8,639	1,778
平成19年	53	273	690,862	5.2	13,035	2,531

⑥ 観光又はレクリエーション

本町の観光・レクリエーションは、グリーン・ツーリズムの推進により、自然や農業などの体験型とスポーツ活動が主流で、保養を兼ね宿泊機能をもつ交流促進センターこぶしの湯あつまを拠点として、国道235号沿道にある野原公園サッカー場、自然豊かな大沼フィッシングパーク、全天候型土間体育館あつまスタードームと周辺スポーツ施設等を中心に展開しています。農業関連では田んぼのオーナー制度、イモ掘り観光事業、ハスカップ摘み、こぶしの湯あつままでの農産物加工体験などに取り組み、また、あつま田舎まつりやあつま海浜（はま）まつり、ランタンまつり、スターフェスタ in あつま、あつま国際雪上3本引き大会等、四季を通じて様々なイベントを開催しており、本町を訪れる交流人口の増加やこれらに関連する特産品開発の取組、カフェやレストランの起業等、新たな産業の創出に結びつくことが期待されています。

しかし、近年、景気低迷などから観光入込客は頭打ちとなっており、特に宿泊客数は減少傾向にあります。このため、観光協会と連携した多様な体験メニューの提案等、交流促進センターこぶしの湯あつまを拠点とした都市生活者の余暇活動の場の提供、町内の回遊性の向上を図るため、本町の地域資源を活かした施設（古民家再生による交流施設、埋蔵文化財等の収蔵展示施設、厚幌ダム周辺の景観整備等）の計画的な整備により、観光面での経済波及効果を一層高め、都市部からの交流人口の増加を図る必要があります。

また、心の豊かさや自然環境に恵まれた地域での子育てや移住定住に関心が寄せられており、本町を訪れる交流人口の都市生活者に対し本町の魅力発信の取組を積極的に展開し、併せて子育て関連施設や分譲地などの定住基盤を整備する必要があります。また、姉妹都市である岩手県奥州市やふるさと厚真会の交流を継続し、人的・文化的交流等、様々な角度からの交流を推進しなければなりません。

表2-6 観光入込客数の推移

(単位：千人、%)

区 分	入 込 総 数			日 帰 客 数		宿 泊 客 数	
	実 数	前年対比	増減率	実 数	日帰率	実 数	宿泊率
平成15年度	119.9	—	—	110.0	91.7	9.9	8.3
平成16年度	118.9	△ 1.0	△ 0.8	109.3	91.9	9.6	8.1
平成17年度	114.2	△ 4.7	△ 4.0	104.6	91.6	9.6	8.4
平成18年度	109.9	△ 4.3	△ 3.8	99.8	90.8	10.1	9.2
平成19年度	110.1	0.2	0.2	99.8	90.6	10.3	9.4
平成20年度	116.9	6.8	6.2	107.7	92.1	8.8	7.5
平成21年度	153.8	36.9	31.6	145.0	94.3	8.7	5.7
平成22年度	138.5	△15.3	△ 9.9	130.2	94.0	8.3	6.0
平成23年度	150.6	12.1	8.7	142.5	94.6	8.2	5.4
平成24年度	138.1	△12.5	△ 7.8	129.9	93.6	8.9	6.4
平成25年度	145.9	7.8	5.6	137.1	93.9	8.8	6.0

(2) その対策

① 農業

◆いきいきとした人づくりの推進

- ア 認定農業者等担い手の育成、法人化の推進、経営管理能力の向上や経営多角化の推進
- イ 農業金融対策、経営の複合化、六次産業化の推進等、経営所得安定対策等による経営の体質強化と安定化
- ウ 新規就農者の受入体制づくり、研修教育体制の整備、地域おこし協力隊農業支援員の活用等、多様な担い手の確保

◆安全・安心な食づくりの推進

- ア 土壌診断・分析の充実強化、土づくり、農薬や化学肥料の低減化等、農産物の生産改善
- イ 本町特産物「ハスカップ」の育成とブランド化の確立
- ウ 自給粗飼料生産性向上、家畜飼養管理技術の向上、家畜防疫対策の徹底、優良種畜導入等、酪農・畜産の体質強化
- エ 穀類乾燥調製貯蔵施設等の農業生産施設の整備・改修
- オ エゾシカ、アライグマ等の有害鳥獣による農作物被害の軽減

◆生産を強化するためのシステムづくり・農業を通じた豊かな地域づくりの推進

- ア 優良農地の遊休化や将来懸念される引き受け手のない農地対策など地域合意による農地の利用調整
- イ 農地中間管理機構等の農用地流動化施策の活用
- ウ 農作業コントラクター組織等の育成など経営支援システムの形成
- エ 農業関係機関による経営支援システムの充実強化
- オ 日本型直接支払制度の推進
- カ 都市と農村の交流の推進

◆農業生産基盤の整備促進

- ア 道営ほ場整備事業による水田の大区画化等ほ場整備の促進
- イ 国営勇払東部地区農業用水再編対策事業の促進による農業用水の確保
- ウ 農業水利施設の機能保全を図るための管理体制強化支援
- エ 農家が実施する暗渠排水や区画拡大、客土など優良農地の保全整備に対する支援

② 林業

◆適切な森林施業の推進と担い手確保

- ア 水源かん養機能、山地災害防止機能等多面的機能を発揮する森林の整備と保全の促進
- イ 木材需要に応じた樹種、径級材を生育させるための造林・保育・間伐、高性能林業機械の導入等、木材生産機能を発揮する資源の木材等生産林の整備と保全の促進
- ウ 森林経営計画策定の推進、所有者・森林愛護組合・森林組合・町の連携強化による森林施業の共同・集約化の促進
- エ 林業担い手の確保、地域おこし協力隊・林業支援員の活用等、林業従事者の養成と確保
- オ 林業専用道、作業路等作業路網の整備促進
- カ シイタケ・木炭生産等、特用林産物の振興
- キ 森林生態系の保全
- ク 町有林の計画的更新による雇用の場の確保と林業の活性化

◆地域産材の活用促進

- ア 木質バイオマスエネルギーの利活用について調査研究
- イ 間伐材の有効利用と加工技術等の導入等、林産物の利用促進

◆住民参加による森林の整備と保全の促進

- ア 関係分野と連携し健康づくりや休養に関わる活動等の森林利用の促進
- イ 森林保護や自然との共生に関わる教育の充実
- ウ 環境・森林に関わる情報提供の充実
- エ 環境保全林の散策路等の整備
- オ 地区・職域・団体・学校等での緑化運動の促進
- カ 住民主体の森林活用団体への活動支援

③ 水産業

◆資源管理型漁業の促進と担い手確保

- ア 魚介類の資源量調査に基づく漁場環境の保全と増殖漁場の確保
- イ 種苗放流事業の実施
- ウ 漁業担い手確保対策の推進
- エ 海をテーマとしたイベントや交流事業の促進
- オ 地域産業、関係団体、関係分野の連携による地場魚介類の地産地消システムづくり

④ 工業及び企業立地

◆企業誘致の推進

- ア 人的資源のネットワークづくり、PR媒体の充実、広域連携の推進、企業誘致条例の整

理等、企業誘致活動の充実強化

- イ 工業団地の整備
- ウ 空き家等を活用したサテライトオフィスの整備
- エ 苫小牧東部地域開発の促進
- オ 既存事業所の経営安定化と建設業の多角経営化の促進
- カ ふるさと厚真会や都市交流等を通じた人材・情報ネットワークづくり
- キ 企業従事者等に対する宅地分譲の推進

◆起業・新分野への進出と六次産業化への支援

- ア 産学官連携の推進
- イ 地域資源を活用した起業化の育成と支援
- ウ アグリビジネスの研究
- エ 都市交流やグリーン・ツーリズム推進による交流産業の創出
- オ 異業種交流の推進

⑤ 商業

◆商工業活性化への支援

- ア 接客・品質・価格・陳列・商品管理・駐停車場・アフターサービス等、顧客対応の充実
- イ 消費者との交流事業の促進
- ウ 他地域の商業・サービス業組織、異業種研修等、自主研修事業の促進
- エ 花いっぱい・植樹・清掃等、中心市街地美化活動の促進
- オ 高齢化に対応した移動販売や見守り等、コミュニティビジネスに対する支援
- カ 各種融資制度等の普及と有効活用促進
- キ 商工会や商業・サービス業関連団体等の自主活動への支援
- ク 多様な媒体を用いた情報提供による消費生活知識の普及と消費生活意識の向上
- ケ 消費者モニター制度への協力
- コ 消費生活相談体制の充実
- サ 愛町購買運動の推進

◆地域産業との連携促進と雇用機会の確保

- ア 都市交流やグリーン・ツーリズムの推進による交流産業の創出
- イ 農産物等の地場資源を活用した特産品の開発
- ウ アグリビジネスの研究
- エ 地域資源を活用した起業化の育成と支援
- オ 地域産業、関係団体、関係分野の連携による地産地消システムづくり
- カ U・Iターン者の雇用確保の推進
- キ 大学と連携したインターンシップ等の推進

⑥ 観光又はレクリエーション

◆交流推進体制の確立

- ア 各分野と連携した多彩な人材の発掘・育成
- イ あつまブランドの創出

- ウ グリーン・ツーリズムに関わる体験メニューの拡充
- エ 厚真町グリーン・ツーリズム運営協議会の充実
- オ 交流促進センターこぶしの湯あつまの交流・体験メニューの充実
- カ PR活動等の促進
- キ 観光協会等関係団体等の自主活動の促進
- ク きめ細かな情報発信
- ケ 地域資源を活用した起業化の育成と支援

◆観光資源の魅力化

- ア こぶしの湯あつま、あつまスタードーム等既存拠点施設の機能充実
- イ 環境保全林の散策路の整備
- ウ 厚幌ダム・厚真ダム周辺の景観整備
- エ PR活動の強化
- オ 埋蔵文化財収蔵展示施設の整備
- カ 古民家の移築・再生
- キ 臨海施設ゾーンの交流機能の充実
- ク クラインガルテンの整備
- ケ 田園体験と文化活動機能が充実し都市交流の場となる公園・緑地づくり

◆多様な交流・地域間交流の促進

- ア ふるさと厚真会の交流の推進
- イ ふるさと納税制度（頑張る「ふるさと厚真」応援寄附金）の推進
- ウ 各種イベントの充実
- エ 姉妹都市との交流の推進
- オ ふるさと厚真会や姉妹都市交流等を通じた人材・情報ネットワークづくり
- カ 田学（でんがく）連携による地方大学との交流の推進

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	水利用高度化推進事業	町	
		国営造成施設管理体制整備促進事業	町	
		多面的機能支払事業	町	
		農業基盤整備促進事業	町	
		農地耕作条件改善事業	町	
		東和地区道営ほ場整備事業	道	
		豊沢地区道営ほ場整備事業	道	
		豊共第1地区道営ほ場整備事業	道	
		豊共第2地区道営ほ場整備事業	道	
		幌内富里地区道営ほ場整備事業	道	

林業	1区下流地区道営ほ場整備事業	道	
	1区上流地区道営ほ場整備事業	道	
	鹿沼地区道営ほ場整備事業	道	
	竜神地区道営ほ場整備事業	道	
	国営農業用水再編対策事業	国	
	野生鳥獣対策事業	町	
	町有林造林事業	町	
(3) 経営近代化 施設 農業	農業施設整備事業	町	
	厚真町農業担い手育成機構推進事業	町	
	青果物集出荷貯蔵施設整備事業	町	
(8) 観光又はレ クリエーショ ン	交流促進センター改修事業 交流促進センター大規模改修	町	
	こぶしの湯前広場（仮称）整備事業 こぶしの湯前広場駐車場・トイレ等整備	町	
	古民家再生事業	町	
	クライנגルテン整備事業	町	
	上厚真中央公園整備事業	町	
	新町公園整備事業	町	
	幌内地区環境整備事業	町	
(9) 過疎地域自 立促進特別事 業	企業立地推進事業（サテライトオフィス 誘致事業） 企業誘致活動の実施及びIT関連企 業誘致のためのサテライトオフィス整 備	町	
	エゾシカ個体調整事業 野生エゾシカの個体数調整の実施	町	
	農業後継者総合育成対策事業 新規参入者・農業後継者への助成	町	
	特産果実生産体制強化事業 ハスカップの苗木購入や出荷奨励に 対する助成	町	
	農業ICT化普及推進事業 先進農業技術を導入し農業のICT 化の推進に対する助成	町	
	土壌診断推進事業 土壌診断を行う農家への助成	町	
	緑肥導入促進事業 畑地での輪作体系を考慮した緑肥導	町	

		入への助成		
		経営所得安定対策直接支払推進事業 厚真町農業再生協議会への助成	町	
		元気な農家チャレンジ支援事業 就農者への新技術導入事業、販売促進 事業等への助成	町	
		酪農経営安定対策事業 酪農家への優良雌牛確保や草地更新 等への助成	町	
		和牛経営安定対策事業 畜産農家への優良繁殖雌牛確保や草 地更新等への助成	町	
		暮らしの安心サポート事業 移動販売車による町内での移動販売 の実施	町	
		交流促進センター運営事業 交流促進センターこぶしの湯あつま の運営	町	
		観光イベント支援事業 各種観光イベントに対する助成	町	
		地域特産品開発・事業化推進事業 地域特産品づくりに対する助成	町	
		グリーン・ツーリズム推進事業 グリーン・ツーリズムに係る助成	町	
		食のまちおこし推進事業 食を通してまちのPRを行う	町	
		バイオマスエネルギー利活用推進事業 導入可能性及び資源賦存量調査委託 料	町	
		大型開発跡地利用事業 ハスカップ生産拡大に係る事業費	町	
		商工業振興事業 商工業振興に対する助成	町	
		U・Iターン推進支援事業 U・Iターン者の就職支援	町	
		非接触型ICポイントカードシステム 導入事業 新たなポイントカードシステムの導 入	町	

	物産展等参加事業 各種物産展参加事業	町	
	起業化支援事業 町内で起業を目指す者への助成	町	
	田学連携事業 大学との連携により地域の活性化を図る	町	
	商工会運営事業 商工会経営指導及び商工会振興事業に対する補助	町	
	水産一般管理事業 漁業関係団体の目的遂行に対する負担及び補助	町	
	森林資源利活用戦略推進事業 森林・林業に関わる活動・取組を総合的に推進する	町	
	起業家人材育成事業 起業や新規事業に取り組む人材の発掘、育成、都市部からの誘導	町	
	ハスカップ・地域ブランド化推進事業 ハスカップのブランド化の推進	町	

3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

① 道路・河川等

高規格幹線道路日高自動車道は町域内区間の整備が終わり、平成10年7月には厚真ICが供用開始になっており、また、国道235号は本町の南部を通過し、他市町を結ぶアクセス道路となっています。一般道道北進平取線については、引き続き整備の促進を要望し、主要道道千歳鶴川線、一般道道上幌内早来停車場線、厚真浜厚真停車場線、夕張厚真線などの整備の促進と交通安全施設の整備についても要望しています。都市計画道路苫小牧厚真通線については、苫小牧市と厚真町を最短で結ぶ道路として昭和57年に14.15kmを都市計画決定しました。このうち道道豊川遠浅停車場線の豊川橋から苫東地域内柏原までの約6kmが新設区間で未整備となっていますが、本路線はむかわ町穂別地区や平取町を結ぶ路線でもあり、完成すると苫小牧市まで約5kmの短縮となることから、胆振東部地域生活圏の中心都市である苫小牧市への通勤、通学、救急医療に必要な生活幹線道路として、道道認定と早期整備を要望しています。

町道は平成26年3月末現在で、254路線、延長267.2kmあり、整備状況は改良率76.9%、舗装率66.1%となっています。昭和50年代から重点的に道路整備を進め、現在の水準となっていますが、1次整備から30年を経過した路線では老朽化が進み、舗装の劣化や段差不陸が生じるなど2次改築を必要とする路線も多くなっています。また、橋梁や付帯施設、農道の老朽化

対策についても適切な補修を行い、長寿命化を図る必要があります。

路線の重要性や緊急性を勘案し、町道や農道の整備計画を策定していますが、財源を国の補助金に依存するところが大きく、補助金の縮減等によっては計画どおり進めることが難しい状況です。今後は高齢者や身障者、また通学生等の安全対策に配慮した歩道の整備や、危険交差点の改良など、安全・安心な道路整備を進めていく必要があります。

河川については、適正な水量と良質な水質を確保するため、定期的な浚渫等、適正な維持管理に努めなければなりません。

表 3-1 (1)道路の整備状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在) (単位:m・%)

区 分	路線数	町 内 延 長	改良率		舗装率		橋 梁		
			延 長	率	延 長	率	永久橋	木 橋	計
国 道	1	20.6	20.6	100.0	20.6	100.0	12	0	12
道 道	9	84.8	81.3	95.9	80.5	94.9	39	0	39
町 道	254	267.2	205.6	76.9	176.7	66.1	91	3	94
計	264	372.6	307.5	82.5	277.8	74.6	142	3	145

② 交通

町内の交通機関は、J R 日高線と道南バス・あつまバスが運行する路線が利用されていますが、J R は海岸沿いの路線であり、また、道南バスは南部地区のみの路線であるため利用者が少なく、本町ではあつまバスの運行路線に依存する割合が大きい状況にあります。

あつまバスは、町民の通勤、通学、通院、買い物等、日常生活を支える重要な交通機関ですが、人口の減少や自動車の普及率の高まりとともに利用者が年々減少している状況であり、運行赤字への補てん等により生活路線の維持確保に努める必要があります。

また、当初、高齢者や障がい者福祉を目的に運行していた循環福祉バスは、町内のバス路線の廃止等による交通空白地域に対応するため、現在は利用者の玄関先から目的地まで送迎するフルデマンド方式で町内全域をカバーしています。平成 27 年 10 月より幌内・高丘線において毎日運行の実証試験を実施しましたが、今後全地区において毎日運行するためには、車両の更新が必要になります。高齢化の進行とともにフルデマンド方式のバス運行の需要が高まると見込まれ、また、移住定住を促進するためにも町内交通機関を整備していかなければなりません。

表 3-2 (1) J R 路線 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

路 線 名	区 間	最 寄 駅	運行本数(上・下)	備 考
J R 日高線	苫小牧～様似	浜厚真駅(無人)	16 本	

表 3-2 (2) バス路線 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

路 線 名	区 間 (経由)	運行本数(上・下)		会社名等
		平日	土日祝	
苫小牧線	厚真～J R 苫小牧駅(J R 早来駅経由)	14 本	14 本	あつまバス(株)
	厚真～J R 苫小牧駅(上厚真経由)	6 本	6 本	

千 歳 線	厚真～J R千歳駅	6本	4本	
鷓 川 線	厚真～J R鷓川駅	4本	- 本	
浜 厚 真 線	厚真高校～浜厚真	2本	- 本	
早 来 線	厚真～J R早来駅	4本	- 本	
こぶしの湯線	厚真～こぶしの湯	4本	- 本	
	苫小牧～平取	2本	2本	道南バス(株)
	苫小牧～静内	6本	6本	
	浦河～新千歳空港	2本	2本	

表3-2 (3)循環福祉バス(デマンド方式)の運行 (平成27年4月1日現在)

路線名	区 間	運行本数(日祝運休)	
		月水金	火木土
①幌内・高丘線	厚真市街地～路線各地区	- 本	3本
②新町・幌里線	厚真市街地～路線各地区	- 本	3本
③東和・宇隆線	厚真市街地～路線各地区	- 本	3本
④豊沢・鹿沼線	厚真市街地～路線各地区	3本	- 本
⑤豊川・浜厚真線	厚真市街地～路線各地区	3本	- 本
⑥上厚真線	上厚真市街地～路線各地区	3本	- 本

③ 情報・通信

本町の情報通信基盤は、「厚真町全域のブロードバンド化」「ブロードバンド化に対応した行政情報サービスの充実」「テレビ地上デジタル波放送の難視聴世帯の解消」を基本目標に、平成19年度から住民意向調査等をもとに、民間通信事業者の営業エリア以外の光ファイバー網の整備を進め、平成20年度にイントラネット、平成21年度に町営ブロードバンドとIRU、平成22年度にテレビ難視聴解消共同施設を整備しました。ブロードバンドサービスについては現在、約90%のカバー率となっています。

しかし、最近はスマートフォンや携帯タブレット等の普及により、光ファイバーによるブロードバンドサービスを利用しない例が出始めており、今後の維持管理のあり方が課題となっています。また、町内分譲地の一部でテレビ難視聴地域があり、分譲地の販売促進とともに難視聴対策を進めていかなければなりません。

④ 地域間交流

本項目は「産業の振興」の「観光又はレクリエーション」と重複するので、同項目により整理しました。

(2) その対策

① 道路・河川等

◆道道整備の促進

ア 道道整備の促進(主要道道・一般道道)

イ 道道の交通安全施設整備の促進(歩道整備・防雪柵設置等)

ウ 都市計画道路の道道認定と整備促進（苫小牧厚真通り）

◆道路・橋梁の整備

- ア 町道整備計画に基づく町道の計画的整備の推進
- イ 町道維持管理の推進
- ウ 橋梁等長寿命化整備の推進
- エ 軟弱地盤対策の推進
- オ 基幹農道の整備促進

◆安全で快適な道路環境の整備

- ア 除排雪体制の充実
- イ 交通安全施設の整備促進
- ウ 道路環境のユニバーサルフリー化の研究
- エ 町民等の参加による沿道の景観づくりの推進
- オ 街路灯・防犯灯の整備促進
- カ 案内表示（サイン）等の整備

◆河川の維持管理

- ア 管理河川の定期的な浚渫による維持管理
- イ 管理河川の定期的な立木伐採による環境整備

② 交通

◆公共交通機関の充実

- ア 民間バスの路線維持と利便性の向上
- イ 循環福祉バスのデマンド運行と利便性の向上
- ウ 交通空白曜日を解消するためのタクシー運行への支援

③ 情報・通信

◆情報通信基盤の充実

- ア イントラネットワークによる行政サービスの充実
- イ 町営ブロードバンド「あつまネット」の円滑な運営と加入促進
- ウ I R U事業の円滑な運営
- エ 地上デジタルテレビ放送の難視聴地域への対応
- オ 携帯電話通信エリアの拡大検討
- カ 防災行政無線のデジタル化

④ 地域間交流

本項目は、「産業の振興」の「観光又はレクリエーション」と重複するので、同項目により整理しました。

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系 の整備、情報化 及び地域間交流 の促進	(1) 市町村道 道路	新町フォーラム線道路整備事業 L=1,057m W=8.0m+2.5m	町	
		新町線改良舗装事業 L=497m W=4.5m	町	
		学園通り線改良舗装事業 L=50m W=7.5m+2.5m	町	
		美里山手支線改良舗装事業 L=220m W=4.0m	町	
		上厚真市街 8 号線歩道整備事業 L=107m W=2.5m	町	
		鹿沼上沢線側溝整備事業 L=1,250m	町	
		幌内沢線改良舗装事業 L=35m W=4.0m	町	
		宇隆東和線舗装事業 L=1,492m W=5.5m	町	
		豊川共和線舗装事業 L=5,093m W=5.5m	町	
		厚南開拓線改良舗装事業 (改良舗装) L=300m W=5.5m	町	
		厚南開拓線改良舗装事業 (交差点改良) L=150m W=5.5m	町	
		道路施設点検 路面・付帯施設・法面擁壁点検	町	
		共和南線改良舗装事業 L=150m W=4.0m	町	
		大沼長沼線改良舗装事業 L=100m W=5.5m	町	
		豊沢富野線改良舗装事業 L=200m W=4.5m	町	
		本郷通り線改良舗装事業 L=530m W=7.5m+3.5m	町	
		本町 1 号線舗装事業 L=332m W=5.5m+1.5m	町	
本郷幌里線舗装事業 L=430m W=4.0m	町			

橋りょう	鯉沼開拓1号線改良舗装事業 L=662m W=4.0~5.0m	町	
	豊丘鯉沼線改良舗装事業 L=1,680m W=4.0m	町	
	上厚真南支線改良舗装事業 L=540m W=4.0m	町	
	シュルク沢線舗装事業 L=1,740m W=4.0m	町	
	軽舞本線舗装事業 L=1,720m W=5.5m	町	
	富野浜厚真線舗装事業 L=1,927m W=5.5m	町	
	橋梁定期点検事業	町	
	橋梁長寿命化事業	町	
(6) 電気通信施設等 情報化のための施設 テレビジョン放送等難視聴解消のための施設 その他の情報化のための施設	テレビ共聴施設事業 テレビジョン放送等難視聴解消のための施設の整備	町	
	上厚真地区情報通信基盤施設整備事業	町	
(7) 自動車等 自動車	地域公共交通対策事業 循環福祉バス購入	町	
(9) 道路整備機械等	建設機械管理事業 道路維持車両購入 除雪トラック 10t 専用車更新	町	
	建設機械管理事業 道路維持車両購入 除雪トラック 7t ダンプ更新	町	
(11) 過疎地域自立 促進特別事業	地域公共交通対策事業 循環福祉バスの運行及び生活交通路線維持補助並びに交通空白曜日解消タクシー運行補助	町	
	テレビ共聴施設事業 地デジ難視聴地域の共聴施設の運営	町	
	I R U維持管理事業 地域情報通信施設の運営	町	
	町営ブロードバンド事業	町	

		地域情報通信施設の運営		
		イントラネット事業 公共施設のイントラ基盤施設等の運 営	町	

4. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 上下水道

厚真地区の簡易水道については、簡易水道拡張事業による給水人口の増加や住宅設備の近代化に伴う水使用形態の多様化、公共下水道と浄化槽による水洗化の普及、給水区域の拡大などから水需要が増加し、現在の水源では不足が予想されるため、厚幌ダムの早期完成が待たれています。

上厚真地区についても合併処理浄化槽の増加や船舶に対する給水などで水需要が増加しており、将来にわたる安全で安定的な水量確保が必要です。しかし、主水源の軽舞川上流にある石油採掘坑跡からの石油流出による水質悪化や、水質は安定しているものの取水量が減少している浅井戸などの懸念があります。さらに、給水区域は計画どおり拡大していますが、普及率の伸びが少ないため啓蒙活動が必要となっています。既設の配水管についても耐用年数を過ぎ更新が必要となっており、浄水場等の施設の老朽化と併せて大規模な補修が必要となっています。

公共下水道は平成 19 年度に整備が完了し、公共下水道と合併処理浄化槽による生活排水処理率は平成 26 年度末で 69.7%となっていますが、道内町村平均よりも低い状況にあり、公共下水道整備区域外の浄化槽整備の促進が課題となっています。

また、公共下水道の水洗化率は平成 27 年度で 98.9%であり、効率的な下水道経営のためには処理区域内の水洗化率 100%を目指すことが重要です。

また、合併処理浄化槽は、平成 21 年度から浄化槽市町村整備事業により整備を推進し、それ以前に個人が設置した合併処理浄化槽は、個人からの寄付を受けて町が一括して維持管理を行っています。浄化槽区域の既存住宅への設置が伸び悩んでいるため啓蒙活動が必要となっています。一方、寄付を受けた合併処理浄化槽の機器も老朽化し更新が必要となっており、今後、節水などによる各家庭・事業所等からの汚水排出量の低減などに努め、施設管理や汚水処理費用を削減していく必要があります。

② 廃棄物処理

環境への負荷が低減される循環型社会への転換が進んでおり、ごみ処理については、今後、さらにごみの分別とリサイクルを周知・徹底し、ごみの減量化を推進する必要があります。

平成 25 年 7 月からは、家庭ごみの処理についても住民の理解を得て有料化を実施し、可燃、不燃、資源ごみ、プラスチック、紙類、生ごみとより分別を細分化して、可燃ごみの減量化、広範囲のごみの資源化を推進しており、安平・厚真広域行政事務組合が収集運搬し、苫小牧市に委託して処理を行っています。

今後も、ごみ減量化のための“3R運動”をさらに推進し、ごみの資源化や無駄な物の購入、物の使い捨て、過剰包装を控えると同時にエコバックの活用など、日頃の消費生活の見直しを徹底していく必要があります。不法投棄の防止については、家電リサイクルの啓発をさらに推進し、投棄物の早期撤収により不法投棄の連鎖防止を図り、不法投棄防止につなげていきます。

ごみの焼却による環境汚染を防ぐため、廃タイヤやプラスチック等の野外焼却の禁止、無断で資源物の持ち去り禁止の啓発を推進していきます。

し尿処理は、平成 15 年度末に浄化センターが完成し、市街化区域は公共下水道の整備が図られ、また、公共下水道整備区域以外の地域は合併処理浄化槽による処理を推進していますが、同時に広域の一部事務組合でのし尿処理も行っており、組合構成町として円滑で適正な収集処理体制の維持を図っていく必要があります。

火葬場については、平成 25 年度に厚真葬苑の大規模改修を実施しましたが、今後も周辺環境の整備などに努めていく必要があります。墓地については、核家族化が進み墓の継承者が減っていく中で、無縁仏をつくらないように適正に管理するとともに、必要に応じて中央霊園の造成など慎重に進めていく必要があります。

③ 消防・防災

ア 消防・救急

胆振東部消防組合厚真支署の消防力は、平成 27 年 1 月 1 日現在で職員 25 人、消防車両等 17 台、救急車両 1 台で、また、消防用無線局は基地及び固定局 8 ヶ所、移動局 18 ヶ所、携帯局 24 ヶ所、消防団は 2 分団あり団員は 90 人で、うち女性消防団員は 10 人となっています。

過去 10 年（平成 17～26 年）の年平均の火災発生件数は 5 件ですが、平成 26 年は 7 件と平年に比べるとやや高い割合となっています。

防火査察などの活動は、防火対象物をはじめ危険物施設や一般家庭、高齢者の一人暮らし世帯の査察などを行い、防火訓練や講習会、広報などの活動を通して防火意識の向上と防火知識の普及に努めています。

常備消防は職員の適正配置と資質の向上に努め、消防車両や資機材を計画的に配置していますが、火災や災害の状態が複雑化・多様化する傾向にあり、今後一層、職員の資質や技術、意識の向上と消防力基準に沿った施設・資機材の更新、充実を図る必要があります。また、消防職員とともに防火・防災活動を担っている非常備消防は、訓練活動の充実に努めていますが、団員不足が生じつつあることから今後とも団員の確保に努めていく必要があります。

火災は発生を防止することが一番であり、日常の継続的、計画的な広報啓発活動による防火への知識と関心を高める必要があります。また、高齢化や過疎化が進む地区にあっては、安全に安心して生活できるよう自主的な防火活動などが望まれることから、自治会や関係分野が連携し地域で支えあう仕組みづくりを進める必要があります。

消防水利は、平成 27 年 1 月 1 日現在で消火栓が 77 基、防火水槽が 53 基ありますが、設置が必要な地区については、今後、設置していく必要があります。

救急・救助は、救急救命士を 5 人配置し、高規格救急車の導入や救急機材の配備を進めています。また、救急・救助隊員全員が消防学校での教育訓練を受け資質・技術の向上に努めているとともに、町民に対しては年 4 回救急講習会を開き、応急措置や救急知識の普及に努めています。今後は、町民への救急知識や応急措置の方法の定着化を進めるとともに、救助技術の向上と救助に係る車両・資機材の充実を図る必要があります。

イ 防災

本町の歴史は、度重なる水害や地震、昭和 24 年の大火など災害との闘いでもありました。

水害については、先人の入植以来、台風や集中豪雨による厚真川やその支流の氾濫に見舞わ

れ続け、開拓期には尊い人命が奪われることもありましたが、平成 16 年夏の 2 度にわたる台風では田畑や山林、建物などが大きな被害を受けています。また、地震については、昭和 27 年、昭和 43 年、平成 15 年の十勝沖地震や昭和 57 年の浦河沖地震など、その被害は甚大なものがありました。また、平成 23 年の東日本大震災では、津波による施設被害も発生しています。

このため、本町は水害のないまちづくりを目指し、河川改修や厚幌ダム建設等の促進に努めるとともに、厚真町地域防災計画を策定し、防災組織や災害予防対策、災害発生時の応急対策、災害復旧対策、防災訓練、防災知識の普及と防災意識の向上などに取り組んできました。

また、平成 8 年に、近隣 1 市 6 町と「災害時広域相互応援に関する協定」、平成 9 年には北海道との間に「北海道及び市町村相互の応援に関する協定」を結んでいます。

一方、平成 7 年の阪神淡路大震災や平成 16 年の中越地震、平成 23 年の東日本大震災など近年発生した大地震を教訓とした地震・津波に対する備えや、樽前山の噴火活動への対応も必要となっています。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本に、人命が失われないことと経済的被害が最小限となるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備えなければなりません。自助（自らの安全を自らで守る）、共助（地域において互いに助け合う）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策）の適切な役割分担と、地域の防災力向上を図るため、防災知識の普及啓発、女性参画の拡大、災害時要配慮者と地域住民の連携体制・支援体制を確立する必要があります。

④ 住宅・宅地の整備

東日本大震災を契機として、民間住宅の耐震化や省エネルギー化が注目されていますが、いずれも多額の費用を要することから、住宅の耐震改修や太陽光発電施設の設置に支援し、省エネルギー化を図る必要があります。

本町の公的住宅事情は、平成 26 年度末で公営住宅 184 戸、特定公共賃貸住宅 24 戸、子育て支援住宅 5 戸、単身者住宅 16 戸、定住促進住宅 9 戸、その他の町有住宅（教員住宅を除く）35 戸、計 273 戸のストックとなり、概ね適正な管理戸数になっています。厚真町住生活基本計画及び厚真町公営住宅等長寿命化計画に基づき住環境の整備を行っていきます。

また、超高齢社会をむかえシルバーハウジング等見守り型公営住宅の建設や街なかへの住み替えなどの施策とともに、厚真市街地周辺や上厚真地区の「きらりタウン」などに子育て支援住宅を計画的に建設し、若者世代や子育て世代の定着を促進することなどが重要です。

さらに、恵まれた自然と豊かな田園風景の中で、都市生活者をはじめ多くの人々が安心・安全で充実した人生を過ごしてもらうため、多様なニーズに対応した公的な宅地基盤の整備が重要であり、特に本町の「フォーラム・ビレッジ」「かみあつまきらりタウン」等の宅地分譲地の販売を促進し、少子・高齢化に対応した居住環境の整備と併せて、空き家、古民家等の活用などの多様な施策による移住定住を促進することが重要です。

⑤ 公園・緑地

公園・緑地は、都市公園として街区公園が 9 ヶ所、近隣公園が 3 ヶ所、地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園がそれぞれ 1 ヶ所の計 16 ヶ所あり、都市緑地は 4 ヶ所、都市計画墓園として厚真中央霊園があります。また、苫小牧東部地域の外縁に位置し良好な自然環境をもつ樹林

地、湖沼群は緩衝緑地として保全されています。

町の都市公園面積は、都市計画区域人口 1 人当たり、市街化区域人口 1 人当たりともに、近隣市町を大きく上回っていますが、全体的な公園利用は少ない状況にあります。今後は、恵まれた自然環境や豊かな田園風景と共生し、町民に親しまれる公園活用の検討を行うとともに、文化・スポーツ・レクリエーションなどを通じた多様な都市交流や防災などの機能を併せ持ち、町の活性化に寄与する公園づくりを進める必要があります。

(2) その対策

① 上下水道

◆水道水の安定供給

- ア 厚真地区・上厚真両地区の簡易水道の統合化の推進
- イ 厚幌ダム水源と地下水水源による安定供給体制の確立
- ウ 原水の水質に応じた浄水処理
- エ 取水施設や浄水施設、配水管等の整備・拡充

◆水道事業の効率的な経営

- ア 維持管理の徹底と普及率向上に向けた啓蒙活動の推進

◆公共下水道の効率的な経営

- ア 公共下水道処理区域内の水洗化率の向上
- イ 各家庭・事業所等からの汚水排出量の低減
- ウ 効率的な施設維持管理の推進

◆生活排水の適正処理

- ア 公共事業による浄化槽整備の促進（浄化槽市町村整備促進事業の推進）
- イ 合併処理浄化槽の整備率向上に向けた啓蒙活動の推進
- ウ 胆振東部日高西部衛生組合事業の促進

② 廃棄物処理

◆ごみの“3 R 運動”の促進

- ア 安平・厚真広域行政事務組合事業の促進
- イ ごみの分別徹底と減量化（リデュース）、衣食住などの生活に係る物の再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）の取組の促進
- ウ 水・電気・石油などの資源の節約と再生製品の利用促進
- エ 再生可能エネルギー（太陽光発電設備、太陽熱利用設備、ペレットストーブ）の導入促進
- オ 省エネルギー型家電・自動車や LED 照明器具、省エネルギー型の建物の導入とエコマーク・グリーンマーク商品などの利用促進
- カ 町民、団体、事業所等の自主活動展開への支援
- キ ごみの不法投棄対策の推進

◆墓苑の整備推進

- ア 墓園・墓地の管理推進及び造成
- イ 厚真葬苑の適正な維持管理

③ 消防・防災

ア 消防・救急

◆消防・救急体制の維持・強化

- ア 消防力基準に沿った消防施設の計画的更新と資機材の充実
- イ 消防水利の充実（防火水槽の整備、水槽付消防ポンプ自動車等）
- ウ 消防職員の資質・技術の向上
- エ 通信システムの整備と充実
- オ 消防団員の確保と訓練・研修活動の充実
- カ 救急救命士、救急・救助隊員の資質・技術の向上
- キ 救急・救助資機材の計画的更新と充実（高規格救急車・救助工作車等）
- ク 防火講習会・救急講習会の充実
- ケ 火災予防・防火査察活動の充実
- コ 防火・救急・防災に係る広報啓発活動の充実
- サ 防災訓練（防火訓練）
- シ 自主防災組織の育成強化と自主活動への支援
- ス 山火事防止の啓発活動の推進

イ 防災

◆地域防災体制・危機管理体制の強化

- ア 業務継続計画（BCP）に基づく役場通常業務再開の適切な運用
- イ 拠点避難所の機能充実（非常用発電機・蓄電池・太陽光発電システム等の整備、燃料・食料・資機材等の備蓄充実により、厳冬期の停電など過酷状況下での避難所機能の充実）
- ウ 防災資機材の備蓄と計画的更新
- エ 防災行政無線の整備と充実（上厚真中継局及び同局内戸別受信機と移動系システムのデジタル化）
- オ 地域の減災力向上に係る広報啓発活動の充実
- カ 学校等教育関係機関の防災思想の普及・啓発
- キ 各種災害に対応した防災訓練の実施
- ク 自主防災組織の育成強化と自主活動への支援

◆災害危険区域の解消に向けた対策等の促進

- ア 広域連携の強化
- イ 治山・治水・砂防事業の促進
- ウ 厚幌ダムの建設促進
- エ 水防施設の近代化
- オ 海岸保全と防災対策の促進
- カ 都市公園等のオープンスペースの確保と有効活用

◆防災情報提供体制の充実

- ア 災害弱者（高齢者、障がい者などの災害時要配慮者等）と地域社会との情報連携強化
- イ 防災情報提供活動の充実（防災知識、避難体制・避難場所・避難ルート等）
- ウ 情報通信基盤の整備（ブロードバンド、テレビの難視聴対策、携帯電話通信エリアの拡

充)

◆防災意識の向上と自主防災活動の促進

- ア 自主防災組織の育成強化と自主活動の促進
- イ 地域防災マスターなど防災ボランティアの育成

④ 住宅・宅地の整備

◆安全・安心して生活できる住まいの実現

- ア 民間住宅の耐震改修、省エネルギー化の推進
- イ 公営住宅等の計画的な改修・整備
- ウ 若者世代・子育て世代の定着に向けた子育て支援住宅の建設
- エ 見守り型高齢者住宅の整備（シルバーハウジング等）

◆定住促進に向けた宅地基盤の整備

- ア 厚真、上厚真両市街地における新たな宅地造成の促進
- イ 「フォーラム・ビレッジ」「かみあつまきらりタウン」等の公的な宅地分譲地の販売促進

⑤ 公園・緑地

◆公園・緑地の維持管理

- ア 町民が自然にふれあえる場としての公園の維持管理
- イ 公園と河川を連結した親水性の向上
- ウ 河川敷の有効活用
- エ 河川や湖沼、海浜の生態系の保全
- オ 自然の生態系に配慮した素材と工法による公園整備の促進
- カ 体力づくりやスポーツを楽しめる公園・緑地づくり
- キ 田園体験と文化活動機能が充実し都市交流の場となる公園・緑地づくり
- ク 親森性・親水性が高く健康と癒しに寄与する公園・緑地づくり
- ケ 公園・緑地のオープンスペースの確保による防災機能の向上
- コ 都市と農村との交流やグリーン・ツーリズム推進のための活用
- サ 街なかコミュニティや町民の憩いの場として利用者の視点に立った公園・緑地の機能の向上（協働型公園づくり）
- シ 公園・緑地の管理と運営の仕組みづくり（協働型公園管理システム）
- ス 町民等の参加による風景資源の把握と保護・有効活用の推進
- セ 臨海地区の交流機能の充実
- ソ 風景づくり人材の育成（フラワーマスター、緑化や自然保護、地域の文化等に関わる人材）

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	統合簡易水道事業	町	
		水道施設整備事業	町	

	その他	上厚真地区配水管布設替事業	町	
		共栄地区配水管布設替事業	町	
		本郷地区配水管布設替事業	町	
		新町・京町・本町地区配水管布設替事業	町	
		錦町地区配水管布設替事業	町	
		長寿命化事業	町	
	(2) 下水道処理施設 その他	管渠管理事業	町	
		浄化槽整備事業	町	
		浄化槽市町村整備推進事業	町	
		長寿命化事業	町	
	(4) 火葬場	厚真葬苑施設内設備改修	町	
	(5) 消防施設	高規格救急自動車更新	消防組合	
		消防団員搬送車更新	消防組合	
		救助工作車更新	消防組合	
		気象情報収集装置更新	消防組合	
		消防用ホース整備	消防組合	
		携帯用無線機購入	消防組合	
		上厚真分遣所改修工事	消防組合	
		浜厚真サイレン塔整備	消防組合	
		役場サイレン更新	消防組合	
		消防団員用防火衣整備事業	消防組合	
防火水槽整備事業		消防組合		
(6) 公営住宅	子育て支援住宅（地優賃）	町		
	公営住宅等改善事業	町		
	高齢者共同福祉住宅建設事業 見守り型高齢者住宅の整備（シルバーハウジング等）	町		
(7) 過疎地域自立促進特別事業	交通安全防犯等推進事業 各種交通安全団体に対する助成	町		
	安全・安心省エネ住宅推進事業 住宅耐震化、太陽光発電システム設置、ペレットストーブ購入及び住宅リフォームの助成	町		
	防災アドバイザー事業 防災マスター、自主防災組織の設置	町		
	災害時要援護者対策事業	町		
	防災資機材の整備	町		

		安平・厚真行政事務組合負担金 本組合の運営のための負担金	町	
		胆振東部日高西部衛生組合負担金 本組合の運営のための負担金	町	
	(8) その他	公園長寿命化事業 老朽化施設更新	町	
		臨海ゾーン環境整備事業	町	
		上厚真中央公園整備工事	町	
		新町公園整備工事	町	
		幌内地区環境整備事業	町	
		中央霊園造成事業 中央霊園造成 5 4 区画	町	

5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 高齢者等の保健・福祉

平成26年度末の住民基本台帳人口は4,695人で、平成22年度末からの5年間で195人(4.1%)の減少となっています。

高齢化率は年々上昇し、平成26年度末には35.1%となっています。また、75歳を境とした前期高齢者と後期高齢者との構成比をみると、平成21年度末は高齢者数1,604人に対して、前期高齢者が740人で46.1%、後期高齢者が864人で53.9%となっていました。平成26年度末には高齢者数1,655人に対して、前期高齢者が725人で43.8%後期高齢者が930人で55.9%となり、後期高齢者の割合が高くなっています。

介護保険制度が施行以来15年を経過し、この間、介護サービスの利用者は増加しつづけています。しかし、急速に進行する高齢化によって介護財政は逼迫し、このままでは介護保険制度を維持できないという危機感が高まっています。特に平成37年には団塊の世代が後期高齢者となるため介護・医療費等社会保障費が増大します。(2025年問題)さらに今後、介護の人材不足が深刻になると予想され、生活援助など専門職でなくとも提供可能な支援を専門職以外に移行させ、既存の専門職をより高い技術を必要とする支援に振り分ける必要があります。

前期高齢者の要介護認定率は約1割未満で多くの健康な高齢者がいることから地域の生活援助ニーズと新たな担い手となる健康な高齢者をマッチングすることで介護の人材不足解消につながり、さらに高齢者の就労やボランティア活動など社会参加の機会を増やすことで生きがいや介護予防にもつながります。このような仕組みを地域でつくっていくためにはボランティア等の担い手の養成や発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化を行っていかねばなりません。

今後は単身世帯や生活支援を必要とする軽度認定者の増加が予想されることからボランティア、NPO、民間企業などが、生活支援や介護予防サービスを提供する介護予防・日常生活支援総合事業(以下総合事業という。)により、ひとりひとりのニーズに合わせた多様なサービスか

ら選択することが出来るようになりますが、本町は平成 28 年 3 月 1 日より既存の介護予防事業を一部総合事業に移行し、平成 29 年 4 月までにすべての総合事業が開始できるように取り組みます。

さらに認知症高齢者の増加や重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で生活することができるように医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的（利用者のニーズに応じた適切な組み合わせ）、継続的（入院、在宅、在宅復帰を通じて切り目なく）に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めるため、介護保険第 6 期中に小規模多機能型居宅介護支援施設と高齢者共同福祉住宅を整備します。

従来から町が取り組んできた高齢者の社会参加や地域での支えあいについても、こうした地域包括ケアシステムの中で、より重要な役割を果たしていくことになり、高齢化、核家族化によって高齢者のみ世帯（ひとり暮らし、高齢夫婦二人世帯）が増える中、各種相談サービスから見守りや災害時の援助まで幅広い事業を通して、支援体制を構築していくことが大切となっています。

また、福祉部門、地域包括支援センター、保健衛生部門、社会福祉協議会を集約した保健福祉・介護予防施設として平成 15 年度に建設した総合ケアセンターゆくりは 10 年以上が経過し、外壁などの改修が必要となっています。

② 少子化への対応

全国的な少子化による人口減少社会の到来が懸念される中、本町も同様の傾向にあり、昭和 55 年の国勢調査では本町の総人口に占める年少人口の割合が 22.1%だったのに対し、平成 22 年では 11.3%に減少し、一方、高齢人口の割合は昭和 55 年が 12.4%だったのに対し、平成 22 年では 32.4%と大きく増加しています。合計特殊出生率は平成 22 年が 1.78 人で、全国平均より 0.39 人、北海道より 0.52 人上回っていますが、減少傾向は変わらず、人口を維持するために必要な人口置換水準の 2.07 人には及ばない状況となっています。

このようなことから、本町では子育てを町全体で支えることをまちづくりの重要な課題としてとらえ、子育て家庭のニーズを把握しながら、子育て支援や母子等の健康づくりの推進、教育や子どもの生活環境、保護者の働く環境、地域の支援体制などを整え、子どもたちが健やかに育ち、子育ての関わりを通して家庭・地域が子どもの成長と喜びを実感できるまちを目指し「厚真町子ども・子育て支援事業計画」を策定し平成 27 年度から取組を始めています。

少子化への対応は、保育をはじめ家庭教育や食育、学校教育、放課後の子どもへの対応、地域での子どもの活動、防犯、交通安全、公園などの遊び場などの生活環境、虐待防止、次世代の親になる中高生への対応、子どもや母親の健康、小児医療、障がいのある子どもへの支援、子育てと仕事の両立支援など幅広く多様な施策を、すべての子どもとその家庭を対象に、それぞれの子どもの成長過程やおかれた環境に応じて総合的に行っていくことが求められます。このため、地域医療、包括ケアのひとつである子育て世代包括支援センターなど妊婦期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を実現するため、相談窓口の一元化（あつま版ネウボラ）に向けた取組を推進し、本町のすべての子どもたちの健やかな成長を期して施策・事業を展開していく必要があります。

平成 28 年度からは厚南地区の認定こども園と児童会館の子育て関連施設の供用をはじめ、厚真町子ども・子育て支援事業計画に基づき各支援体制の整備、拡充等を図らなければなりません。

ん。

③ 障がい者の保健・福祉

本町では、平成 18 年 3 月に「厚真町健康と福祉のまちづくりの推進に関する条例」を制定し、母子や児童、高齢者、障がいを持つ人を含めてすべての町民が支え合い、個人の自立と尊厳を尊重し、健康で安心して暮らせることができるまちづくりを目指すとともに、平成 19 年 3 月には、障がい者の保健福祉施策を含めた第 1 期厚真町障がい者福祉計画を策定しました。

しかし、本町における障がい者施策は、町内外の施設等の入所サービスの提供が中心であり、軽度の知的障がい者や精神に障がいのある人に対する就労支援や生活支援等は、近隣市の支援機関を活用することが多く、町内でのサービス供給基盤は不足しています。

このことから、平成 27 年 4 月には、複合型地域福祉活動拠点施設として就労継続支援 B 型事業所を開設し、身近な地域で障がいのある人が就労できるサービス基盤を整備しました。

今後は、平成 27 年度に策定した第 4 期厚真町障がい福祉計画に基づき、障がいのある人の高齢化や重度化に対応できるよう、地域生活支援拠点の設置等を進めていく必要があります。

④ 地域福祉

少子高齢化や核家族化の進行により、高齢者が高齢者を介護する老老介護の増加等、家族や地域の相互扶助機能が薄れてきており、多様化する福祉ニーズに対応し、地域内で解決するための継続的な活動を担う「地域力」の育成が求められています。

地域には子ども、高齢者、障がい者など支援を必要とする人が多く、また、生活様式の多様化により、福祉サービスもそれぞれのニーズに対応していかなければなりません。

地域福祉を推進するためには、地域住民自身がそれぞれの地域の生活課題や現状を認識し、地域に積極的に関わるとともに、福祉団体をはじめ自治会や事業者の参画を得て組織している厚真あんしんネットワークによる地域の高齢者や障がい者に対する声掛けや見守り支援など、地域全体での福祉活動も重要です。

(2) その対策

① 高齢者等の保健・福祉

◆介護予防・生きがいつくりの推進

ア 生活習慣病予防に資する事業の推進（国保保健指導事業、健康手帳の有効活用、健康相談・健康教育の充実、健康診査、食生活実態の把握・分析、機能訓練、訪問指導等の充実）

イ 介護予防に資する事業の推進（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症の予防、うつ予防、とじこもりの予防等）

ウ 連続性・一貫性をもった保健・福祉・医療サービス提供体制の確立

エ 保健福祉推進委員活動の促進

オ 生涯学習分野等と連携した町民の自主的健康づくり・健康管理の促進

カ 健康づくり・健康管理・病気予防等に係る広報啓発活動の強化

キ 学習・交流・自主活動等への支援（敬老会、長寿祝金、高齢者大学、老人クラブ活動、生涯学習分野と連携した異世代間交流事業等）

◆福祉・介護サービスの充実・予防給付から総合事業への移行

- ア 小規模多機能型居宅介護支援施設の整備（デイサービスセンターほんごうを転換）
- イ 介護保険サービスの質的向上（質が高い居宅サービスの提供、QOLを大切にした施設サービス、ケアマネージャーの資質向上、利用者の苦情への対応、事業者の適正で節度ある運営の促進等）
- ウ 認知症への理解促進
- エ 総合的なサービス提供体制づくり（介護給付対象サービスのみならず介護給付対象外サービスや近隣者・ボランティアによるサービスも含めた総合的なサービス提供体制づくり等）
- オ 地域支援事業の充実（在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議、生活支援・介護予防の取組強化）
- カ 認知症高齢者へのケア（事業者、医療機関、福祉関係者の十分な連携による居宅サービス、施設サービスの推進等）
- キ 地域包括ケアシステムの確立

◆高齢者の生活支援の推進

- ア 生活自立支援事業の推進（路線バス利用者への助成、循環福祉バスの運行、緊急通報システムの設置、町内入浴施設利用の助成、配食サービス、外出支援サービス、寝具類等洗濯乾燥消毒サービス、介護住宅改修補助、安否確認・見守り・助けあい体制づくりの推進）
- イ 家族介護支援（介護教室の開催、介護用品支給、家族介護者交流事業、家族介護者休養手当支給、介護タクシー利用料補助）
- ウ 権利擁護の推進（成年後見制度の普及、市民後見人の養成）
- エ 高齢者共同福祉住宅（シルバーハウジング）の整備
- オ 総合ケアセンターゆくりの整備・改修

② 少子化への対応

◆子育て支援の充実

- ア 認定こども園・児童会館、地域子育て支援センターの機能充実（児童・高齢者交流の検討、保育料軽減、「つどいの広場」事業、延長保育、一時保育、障がい児保育、低年齢児保育、放課後児童クラブ等の放課後児童健全育成など）
- イ 老朽化している子育て関連施設の計画的な施設整備
- ウ あつま版ネウボラ（妊婦期から子育て期の相談窓口の一元化）の推進
- エ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進（虐待防止ネットワークの活用＜周産期養育者支援保健・医療連携システムと連携＞、厚真町子どもを虐待から守る地域ネットワーク会議の活用、虐待の早期発見・早期対応、家庭児童相談、母子相談、特別支援教育、療育教室等）
- オ 子育てを支援する生活環境整備と子どもの安全の確保（良好な居住環境の確保、交通安全、公共施設のバリアフリー化、防犯灯整備等の安全や防犯等に係る対策と広報啓発など）
- カ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備（子育てセミナー、特別支援教育、放課後活動、子ども会等地域活動等）
- キ 子育て世帯に対する経済的負担軽減

◆母子保健事業の推進

- ア 母子保健事業（周産期の保健医療、母子保健活動、乳幼児の健康相談・指導など）

- イ 母子栄養指導の推進（乳幼児健診等や保育所などでの保護者を対象に食に関する指導など）
- ウ 安全な妊娠と出産を支える事業の推進（妊産婦訪問指導、妊産婦健康診査、妊婦歯科健診、母親教室、両親学級、ママサポート119）
- エ 安心できる子育て環境をつくる事業の推進（産婦訪問指導、新生児訪問指導、未熟児訪問指導、乳児健診、乳幼児健康相談、ブックスタート実施、歯科検診・指導、虫歯のない子の表彰、1歳6か月・3歳児健診、予防接種、離乳食講習会、幼児食講習会、乳幼児医療費助成、養育医療給付等）
- オ 健康な心身を育むための「食育」の推進（食育教室開催、保育所での食に関する学習、子ども栄養教室、親子料理教室）

③ 障がい者の保健・福祉

◆療育・発達支援の推進

- ア 早期療育、発達支援センターの運営事業、特別支援教育、教育相談体制「親の会」の育成等

◆障がい福祉サービスの充実

- ア 心のバリアフリーの促進（啓発活動の充実、障害者週間の普及等）
- イ 福祉教育・福祉学習の充実
- ウ 地域や各種事業を通じた交流の推進
- エ 地域福祉活動の促進
- オ 人材の養成と利用促進（手話通訳者・点訳者・朗読者の養成と利用促進）
- カ 公共施設等のバリアフリー促進
- キ 店舗・民間施設のバリアフリー促進
- ク 外出手段の確保（交通機関利用等への支援、ガイドヘルプ等）
- ケ 障がい者ケアマネジメント体制の確立
- コ 権利擁護の推進（成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の普及）
- サ 障害者自立支援給付によるサービスの充実（障害者自立支援給付、身体障害者補装具給付、自立支援医療給付、地域生活支援等）
- シ 難病患者等への支援（相談対応、在宅福祉サービスの利用促進、人工透析患者の送迎サービス、通院費助成等）
- ス 障がい者団体等の活動支援
- セ 複合型地域福祉活動拠点施設の運営

④ 地域福祉

◆あたたかな見守りと支えあいの気風を育む

- ア 家庭・地域・学校・職場での福祉学習の促進
- イ 子どもや高齢者への虐待・女性等への暴力の防止
- ウ ひとり親家庭等の医療費支援
- エ 厚真あんしんネットワーク活動の充実
- オ 自治会や地区の各種団体の自主活動の促進

◆安心して生活できる仕組みの確立

- ア 福祉等に関わる支援施設のネットワーク化
- イ 関係機関や福祉事業者・関係団体等との連携強化
- ウ 転入者への情報提供の充実
- エ 相談窓口のネットワーク化
- オ バリアフリー・ユニバーサルデザインの促進

◆地域福祉活動の活性化

- ア ボランティア人材の育成
- イ ボランティア団体・NPO法人等の育成支援
- ウ 厚真町社会福祉協議会の活動支援と連携の強化

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター	小規模多機能施設化事業 認知症デイサービスセンターを小規模多機能施設へ転換する	町	
	その他	総合福祉センター整備事業 主として高齢者が利用する多目的集会施設の整備	町	
		高齢者共同福祉住宅整備事業 老人福祉施設の整備	町	
		いきいきサポートサロン整備事業 老人福祉施設の整備	町	
	(3) 児童福祉施設 児童館	厚真地区児童会館整備事業 児童福祉施設の整備	町	
	(7) 市町村保健センター及び母子健康センター	ケアセンター改修事業	町	
	(8) 過疎地域自立促進特別事業	複合型地域福祉活動拠点施設運営事業 複合型地域福祉活動拠点施設の運営	町	
腎臓機能障害及び指定難病等通院費助成事業		町		

腎機能障害及び指定難病等の治療に要する通院交通費の助成		
人工透析患者等送迎サービス事業 人工透析患者の医療機関への送迎サービスの実施	町	
自立支援給付事業 障害福祉サービスに係る介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、計画相談支援給付費、補装具費等の給付	町	
発達支援センター運営事業 早期療育事業の実施	町	
障がい者地域生活支援事業 心身障がい者への相談の実施及び助成	町	
長寿祝金支給事業 100歳に達する方及び米寿の方への祝い金給付	町	
敬老会開催事業 高齢者を対象に敬老会の開催	町	
福祉バス運行等事業 町内事業者の運行するバスを高齢者が利用する場合の助成	町	
高齢者入浴助成事業 高齢者への町内入浴施設の入浴助成	町	
高齢者在宅生活支援事業 一人暮らしの高齢者への生活支援	町	
在宅高齢者住宅改修支援事業 要介護者に対する住宅改修事業費の助成	町	
高校生就学支援事業 町外の高校に通学する生徒の経済的負担の軽減	町	
重度心身障害者医療給付事業 重度心身障害者への医療費助成	町	
ひとり親家庭等医療給付事業 ひとり親家庭への医療費の助成	町	
乳幼児医療費助成事業 乳幼児を持つ家庭への医療費の助成	町	
子育て支援医療費還元事業 高校生までの児童生徒を持つ家庭への医療費の還元	町	

	子育て支援保育料還元事業 子育て世代への保育料の一部還元	町	
	養育医療給付事業 1歳未満の未熟児等への医療費の助成	町	
	こども園運営事業 認定こども園つみき・宮の森こども園の運営	町	
	子育て支援センター運営事業 子育て相談・子育てルームの運営	町	
	さくら保育園運営事業 共働き家庭等への子育て支援	町	
	厚真地区放課後児童クラブ事業 留守家庭の小学生（1年生から6年生）を対象にした学童保育の実施	町	
	上厚真地区放課後児童クラブ事業 留守家庭の小学生（1年生から6年生）を対象にした学童保育の実施	町	
	住民健診事業 健康増進法による健康診査等の実施	町	
	予防接種事業 予防接種法による予防接種の実施と各種助成	町	
	妊産婦保健事業 妊婦健康診査等の実施と特定不妊治療費の助成	町	
	乳幼児保健事業 母子保健法による乳幼児保健事業の実施	町	
	食生活実態調査事業 町民の食生活の実態と分析 （3歳～15歳未満 3年に1度 15歳以上 6年に1度（抽出））	町	

6. 医療の確保

(1) 現況と問題点

町の医療は町内の民間医療機関が第一次医療を担い、第1次救急医療は在宅当番医が、第2次救急医療は苫小牧市内の病院が輪番制で担っていますが、生活習慣病の予防や介護予防、高齢者や障がい者（児）等の保健・医療、リハビリテーション等を進めていくためには、保健・福祉と医療が一体となって対応する必要があります。

(2) その対策

◆地域医療の維持・強化

- ア 町内医療機関との連携強化
- イ 休日・夜間医療体制の充実と苫小牧市夜間休日急病センターとの連携強化
- ウ 救急医療体制の充実
- エ 第2次医療機関、第3次医療機関との連携強化
- オ 診療科目の充実

◆健康増進事業の推進

- ア 住民健診と保健指導の充実
- イ 病気等の予防と治療の促進
- ウ 保健福祉センター（総合ケアセンターゆくり）を拠点とした健康増進事業の実施

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	医療施設等整備事業補助金 医療機器等の更新に対する助成	町	
		地域医療医師等確保支援補助金 医師等派遣に対する助成	町	

7. 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

本町では、児童の減少による小学校の統廃合の結果、平成27年4月現在、小学校は2校で222人、中学校は2校で95人となっています。

少子化が進行する中で、グローバル社会に対応できる人材育成や、児童生徒に「確かな学力」を身につけさせること、体験的な活動や読書活動などにより「豊かな心」を育成すること、学校給食や運動を通じて「健やかな体」を養うことなど、知・徳・体のバランスのとれた教育活動の総合的な実践が求められています。

学校施設は、厚真中学校が平成元年度に建築され、四半世紀を経過し老朽化してきているため、児童生徒並びに教職員が安全で快適な学校生活を送ることができるよう、校舎・講堂の大規模な改修工事が必要で、平成27年度の講堂大規模改修工事に引き続き、校舎においても大規模改修工事を行う必要があります。他の学校施設においても、安心・安全な教育活動ができるよう計画的な整備を行う必要があります。また、給食施設は平成12年度にオール電化の学校給食センターとして開設されて以来、児童生徒の食育の観点に立ち、地元米や地場産物を活用した安全でおいしい給食づくりに努めていますが、築後15年を経過しようとしているため、施設の状況を見ながら改修をするほか、設備備品の更新も計画的に進める必要があります。学校プ

ールは、厚真中央小学校と上厚真小学校の両小学校に設置されていますが、それぞれ昭和 38 年度、昭和 45 年度に建築されたもので、適宜改修を行って使用しているものの、老朽化により移設を視野に入れた全面的な改修が必要です。

スクールバスは現在、直営 4 路線、民間委託 4 路線の計 8 路線が運行し、本町児童生徒の約半数が利用していますが、児童生徒並びに学校が利用しやすくなるよう柔軟性と利便性を考慮した運行を行うことが必要であるとともに、老朽化している直営のスクールバスについては、順次車両を更新する必要があります。

教育費は家計に占める割合が高く、保護者の負担となっており、その経済的負担の軽減と次代を担う子どもたちの就学機会を広げるため、町独自の育英資金制度を充実させ、子育て支援を引き続き行う必要があります。また、歴史と伝統のある北海道厚真高等学校は、多くの有為な卒業生を輩出し、その卒業生は町内外で社会の一翼を担っており、また、在校生の若いエネルギーは本町の活力源でもあります。地域に根差している同校の存続と魅力ある学校づくりに対して、教育活動や生徒確保のための支援を行う必要があります。

② 社会教育

社会教育の推進は、生涯学習だよりの発行や各種講座の開催、団体活動支援、生涯学習アドバイザーの設置、近隣町との広域連携などにより推進体制の充実に努めてきました。本町では、活力のある社会を築き、生涯にわたって充実した生活を営むことができるよう、放課後子ども教室や次世代担い手養成塾の開設、婦人活動や文化活動などの団体活動を支援するとともに、公民館や青少年センターなどの生涯学習関連施設の活用と学習機会の提供、さらには生涯学習情報の発信や学習成果の活用などに取り組んでいます。

本町の社会教育施設は、公民館、青少年センターなどがありますが、公民館は築後相当の年数を経過しており、引き続き住民活動や文化・芸術の場として活用するため、必要な改修や設備の更新等を図る必要があります。また、青少年センター内には、図書室、プラネタリウムの設備がありますが、図書室は蔵書数の拡充に伴う整備、プラネタリウムは老朽化に伴う機器の更新が必要となっています。

③ スポーツの振興

スポーツの振興は、各種スポーツ教室開催、スポーツ団体の育成、学校体育館等の開放による地域でのスポーツの振興、スポーツ施設の整備などに努めています。今後は、健康管理、健康づくりの観点を重視し、各種スポーツの充実、スポーツ施設の利用促進に取り組む必要があります。また、厚真町スポーツセンターや全天候型土間体育館「あつまスタードーム」等のスポーツ施設の中には老朽化している施設もあることから、計画的な改修整備を行うとともに、利用者の利便性に考慮した施設へ改善し、有効利用を促進する必要があります。

(2) その対策

① 学校教育

◆質の高い教育を支える教育環境の確保

- ア 教育アドバイザーの設置による教師力の向上
- イ ティームティーチング授業による基礎学力の向上

- ウ グローバル社会に対応した学校教育の充実
- エ 外国語指導助手の配置による英語力の向上
- オ 特別支援教育支援員の配置による障がいを持つ児童生徒の教育の充実
- カ わかりやすい授業の展開による確かな学力・体力の向上

◆学校教育環境の充実

- ア 学校教育関連施設の計画的な整備充実
- イ 老朽化した学校プールの整備
- ウ 北海道厚真高等学校の魅力ある学校づくりの支援
- エ 育英資金貸付事業による子育ての支援
- オ スクールバスの更新と利用者の利便性の確保
- カ I C T教育環境の整備充実

② 社会教育

◆社会教育環境の整備

- ア 社会教育推進体制の確立と指導者の確保
- イ 家庭教育等の生涯学習活動の推進
- イ 放課後子ども教室の充実をはじめ次世代を担う青少年教育の充実
- ウ 老朽化した公民館の計画的な改修・整備
- エ 青少年センター図書室の整備及びプラネタリウム機器の整備（更新）

③ スポーツの振興

◆スポーツ・レクリエーション環境の整備

- ア 健康づくり・体力づくり事業の推進
- イ スポーツ施設の利用促進
- ウ 社会体育施設の計画的な改修・整備

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	厚真中学校大規模改修事業 校舎の改修	町	
		I C T教育環境の整備	町	
	水泳プール	学校プール改修	町	
	スクールバス・ボート	スクールバス購入事業	町	
	給食施設	学校給食センター機器類更新事業	町	
	(3) 集会施設、体			

育施設等 公民館 体育施設	地域公民館整備事業	町	
	スポーツセンター・スタードーム整備事業 スタードームの外装等改修	町	
	町民スケートリンク整備事業 スケートリンク改修（オーバーレイ）	町	
	図書館	町	
	その他	町	
	青少年センタープラネタリウム投影機更新	町	
	青少年センタープラネタリウムスクリーン塗り替え	町	
(4) 過疎地域自立促進特別事業	教育アドバイザー設置事業 教育アドバイザー設置による教育支援	町	
	厚真町教育サポート事業 ティームティーチングの実施	町	
	外国青年招致事業 外国語指導助手の配置	町	
	英語指導助手配置事業 外国語指導助手の配置（2名体制）	町	
	英語教育推進事業 中学3年生の海外派遣	町	
	特別支援教育支援員配置事業（小学校） 普通学級における障がいを持つ児童に対応する特別支援教育支援員の配置	町	
	特別支援教育介助員配置事業（小学校） 特別支援学級における児童に対応する特別支援教育介助員の配置	町	
	特別支援教育支援員配置事業（中学校） 普通学級における障がいを持つ生徒に対応する特別支援教育支援員の配置	町	
	特別支援教育介助員配置事業（中学校） 特別支援学級における生徒に対応する特別支援教育介助員の配置	町	
	厚真高等学校教育振興会補助金 厚真高等学校教育振興会に対する助成	町	
	生涯学習振興事業 家庭教育セミナー等の開催	町	

		生涯学習アドバイザー設置事業 生涯学習アドバイザー設置による総合的な生涯学習支援	町	
		放課後子ども教室開催事業 放課後における各種教室の開催	町	
		スポーツセンター・スタードーム管理事業 スポーツセンター・スタードーム管理運営	町	

8. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

芸術文化については、文化団体の育成と活動支援、指導者の育成、広域的連携による芸術文化鑑賞会の創出などに努めています。今後も各団体の自主活動の支援や町民への情報提供、地域に根付いた文化活動が活発に行われるよう文化協会等との連携強化に努める必要があります。

文化財保護については、郷土芸能である「幌内神楽」や「軽舞熱送り」等の伝統文化保存団体への支援や、天然記念物北海道犬厚真系の保存活動等を行っていますが、後継者不足が危惧されており、今後も郷土芸能への支援や保存活動への支援が必要です。また、郷土史料については、適切な保管、整理に努めています。

厚幌ダム関連の埋蔵文化財調査については、平成28年度の完了に向けて、関係機関と連携し計画的に進めており、今後は郷土史料を含め、埋蔵文化財の保護と適正管理、有効活用を図るため、収蔵展示施設を整備する必要があります。また、本町内に現存する北海道開拓期の歴史的にも貴重な遺構である古民家は、新しい住宅への建替えや所有者の高齢化、建物の老朽化等によりその数は激減し、現在では消滅の危機に瀕しています。このため、町内の古民家を保存・再生することにより、本町の歴史を将来に向けて伝承し、地域文化の振興を図ります。

(2) その対策

◆文化の継承と文化財の保護・活用

- ア 芸術文化活動の活発化（教室・講演会の開催、文化団体活動支援等）
- イ 鑑賞機会の創出
- ウ 郷土芸能の継承支援（幌内神楽・軽舞熱送り等）
- エ 天然記念物北海道犬厚真系の保存活動の推進
- オ 文化財の収集・調査（郷土の文化資料の収集等）の推進
- カ 文化財の保存・活用（収蔵展示施設の整備、学習活動）の推進
- キ 古民家の保存・再生による地域文化の振興

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
----------	--------------	------	------	----

7 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	埋蔵文化財センター建設事業 厚幌ダム関連の遺跡出土品のほか、これまで収集保管されていた文化財を展示、公開するため、既存既設の大規模改修を行い必要な整備を行う。	町	
		古民家再生事業 古民家の移築・再生による地域文化の振興	町	
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	児童生徒芸術等鑑賞会開催事業 児童生徒を対象とした演劇鑑賞等の実施	町	
		文化財保護収集事業 文化財の収集・調査（郷土の文化資料の収集等）の実施	町	
		埋蔵文化財発掘事業 厚幌ダム建設事業に伴う発掘及び遺跡発掘整理の実施	町	

9. 集落の整備

(1) 現況と問題点

① 住民自治

町民が自主的に組織し活動している団体は、自治会をはじめ多種・多様であり、花いっぱい運動などのコミュニティ運動、防犯、交通安全、地域福祉、青少年健全育成等々、まちづくりの基層を担う重要なものとなっていますが、活動の担い手が不足になるなど、今日的な課題に直面しています。特に自治会活動に関しては、人口減少により限界集落化や高齢化に伴う相互協力の限界等、地域単位でのコミュニティ活動の維持が懸念されています。一方で、増加する独居高齢者などを見守るあんしんネットワークや災害時要援護者制度の運営には地域住民の協力が不可欠であり、地域力の維持が大きな課題となっています。また、過疎化の進行により地域に残された空き家・廃屋の問題も次第に深刻化しています。

このような中、自然豊かな田園の中で暮らしたいという都市住民も少なくなく、農業への参入や空き家の提供など新たな担い手として受け入れる意識の醸成や集落の合意形成が重要であり、自治会活動等を通じて、住民と行政、既住民と新住民、若者と高齢者など立場や年齢などを超えて相互理解のもと補完し合うきめ細かな住民自治が求められています。

このため、特に集落的課題については、相談や情報提供等の体制を整備し、集落支援員の配置により地区巡回や集落点検、地域課題の整理を行うなど住民自治活動を支援するとともに、地域おこし協力隊制度を活用して都市部からの優秀な人材を確保し、地域住民との連携を図りながら農業・林業・観光振興・特産品開発等の各分野に従事することで、地域に新たな活力を生み出すとともに、町内での起業や定住に結び付けていく必要があります。

② 定住促進

少子高齢化の進行や若者の町外流出などによる過疎化からの脱却が重要な課題となっている中、本町の恵まれた自然と豊かな田園風景の中で子育てや定住に関心を寄せる都市生活者も少なくないことから、このような多くの方々から安全・安心で充実した人生を過ごしてもらうため、多様なニーズに対応した公的な宅地造成をはじめとする生活基盤の整備を進めてきました。

今後は、「グリーン&スローライフ」を厚真町の暮らし方と位置づけ、千歳市や苫小牧市に近接し、札幌圏や新千歳空港からも至近距離で、道外との往来にも便利な地理的条件を最大限に活かした移住定住を促進していかなければなりません。定住促進に向けては、住環境の向上はもとより、環境保全や景観づくり、地域間交流やグリーン・ツーリズムの推進などによる町のイメージアップを総合的に進めていく必要があります。

③ 上厚真市街地環境整備

本町上厚真地区は厚真町南部の拠点地域で、高規格幹線道路日高自動車道厚真 I Cや苫小牧港東港フェリーターミナルが域内にあり、また、苫小牧市や苫東開発地域に隣接し、新千歳空港にも近いなど立地条件に恵まれていることから、過疎化の中にあつて本地区の人口は、近年横ばいの状況となっています。このため、地理的な優位性を活かしたまちづくりを進めるため、地元自治会の参画を得て上厚真市街地環境整備計画を策定し、宅地造成による「かみあつまきらりタウン」と認定こども園・児童会館の子育て関連施設を整備し、子育て世帯が暮らしやすい環境の充実に取り組んでいますが、今後さらに、「地域住民が住み続けられるまちづくり」「若者が厚真に戻ってくるまちづくり」「サーフスポットの特性を活かしたサーフタウンづくり」をテーマに、整備計画を具体化していく必要があります。

(2) その対策

① 住民自治

◆地域活動の活性化

- ア 自治会活動への支援
- イ コミュニティ運動推進協議会活動等、安全・安心な地域生活を送るための活動支援
- ウ 地区・団体間交流の推進
- エ 情報提供や相談機能の充実
- オ まちづくり人材の育成とネットワーク化
- カ 集落支援員の配置
- キ 地域おこし協力隊の配置と活性化
- ク 空き家・廃屋の解消

② 定住促進

◆移住・定住の促進

- ア 多様なニーズに対応できる魅力ある住宅地の整備
- イ 移住・定住促進のための助成制度の確立
- ウ 子育て世代に対応した住まいづくり

- エ 空き家・空き地に関する情報の提供
- オ 移住・定住に関するPR及び情報発信
- カ 地域資源を再活用した魅力の創造

③ 上厚真市街地環境整備

◆上厚真市街地環境整備計画の実現

- ア 「かみあつまきらりタウン」分譲地の販売促進
- イ 「かみあつまきらりタウン」分譲地内の子育て支援住宅の計画的な整備
- ウ 認定こども園・児童会館等による子育て環境の充実
- エ 上厚真地区の計画的な公園整備

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	自治会等活動推進事業 自治会運営費の助成	町	
		集落支援員設置事業 地区巡回等の集落点検や地域の課題整理の実施	町	
		地域おこし協力隊設置事業 都市部からの優秀な人材確保及び林業・観光振興・特産品開発等の分野での活用	町	
		定住化促進対策事業 分譲地の販売促進、移住体験事業、空き家再生・持家建設促進の実施	町	

10. その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 広報・広聴の充実

町民のニーズが多様化する中で、計画立案や施策の実施、効果測定等は町民との情報共有が不可欠であり、広報活動は正確にかつわかり易く伝達することを念頭に、特に町の施策は「厚真のまちづくり 執行方針と予算」を広報紙の別冊として発行し、町民との情報共有を図ってきました。また、広聴活動は、町長などが地域の各自治会に直接出向いて課題などを話し合う「町政懇談会」を開催していますが、今後はこれらをさらに充実し、町民とのコミュニケーションを深めていく必要があります。

② きめ細かな情報発信

本町のまちづくりや特色を全道・全国に向かってアピールし、町の認知度を高めていくため、「厚真を知ってもらう」「厚真に興味を持ってもらう」「厚真を選んでもらう」の視点に立ち、創造と演出を組み合わせた総合プロデュースにより本町の素材を磨き上げ、きめ細かな情報発信を継続していかなければなりません。本町の公式キャラクター「あつまるくん」の活用により、本町の知名度アップと本町特産品等のPRなど、町内外での活動を精力的に行っていく必要があります。また、マスメディアの効果は大きいいため、新聞広告や他市の広報紙面を活用し、本町の施策やイベント情報など大都市圏を中心に発信することが重要です。

さらに、本町のホームページと併用している SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の厚真町公式フェイスブックは、その手軽さから本町の重要な情報発信ツールとなっており、全国で本町の SNS 情報が閲覧され徐々に支持を得てきており、今後、ホームページでの行政情報の発信とともに、全国へのきめ細かな情報発信に努めていかなければなりません。

(2) その対策

① 広報・広聴の充実

- ア 多様な媒体を用いた行政情報の伝達
- イ 町政懇談会の開催
- ウ 地区巡回の実施

② きめ細かな情報発信

- ア 町ホームページと SNS による情報発信
- イ 公式キャラクターによる PR 活動の実施
- ウ 広告媒体を活用した本町の情報発信

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	(2) 過疎地域自立促進特別事業	広報あつま発行事業 広報紙の定期的発行（月 1 回発行）	町	
		情報発信事業 公式キャラクターによる PR 活動等の実施	町	

事業計画（平成 28 年度～32 年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	企業立地推進事業(サテライトオフィス誘致事業) 企業誘致活動の実施及び I T 関連企業誘致のためのサテライトオフィス整備	町	
		エゾシカ個体調整事業 野生エゾシカの個体数調整の実施	町	
		農業後継者総合育成対策事業 新規参入者・農業後継者への助成	町	
		特産果実生産体制強化事業 ハスカップの苗木購入や出荷奨励に対する助成	町	
		農業 I C T 化普及推進事業 先進農業技術を導入し農業の I C T 化の推進に対する助成	町	
		土壌診断推進事業 土壌診断を行う農家への助成	町	
		緑肥導入促進事業 畑地での輪作体系を考慮した緑肥導入への助成	町	
		経営所得安定対策直接支払推進事業 厚真町農業再生協議会への助成	町	
		元気な農家チャレンジ支援事業 就農者への新技術導入事業、販売促進事業等への助成	町	
		酪農経営安定対策事業 酪農家への優良雌牛確保や草地更新等への助成	町	
		和牛経営安定対策事業 畜産農家への優良繁殖雌牛確保や草地更新等への助成	町	

暮らしの安心サポート事業 移動販売車による町内での移動販売の実施	町	
交流促進センター運営事業 交流促進センター「こぶしの湯あつま」の運営	町	
観光イベント支援事業 各種観光イベントに対する助成	町	
地域特産品開発・事業化推進事業 特産品開発・販路拡大及び地域特産品づくりに対する助成	町	
グリーン・ツーリズム推進事業 グリーン・ツーリズムに係る助成	町	
食のまちおこし推進事業 食を通してまちのPRをおこなう	町	
バイオマスエネルギー利活用推進事業 導入可能性及び資源賦存量調査委託料	町	
大型開発跡地利用事業 ハスカップ生産拡大に係る事業費	町	
商工業振興事業 商工業振興に対する助成	町	
U・Iターン推進支援事業 U・Iターン者の就職支援	町	
非接触型ICポイントカードシステム導入事業 新たなポイントカードシステムの導入	町	
物産展等参加事業 各種物産展参加事業	町	
起業化支援事業 町内で起業を目指す者への助成	町	
田学連携事業 大学との連携により地域の活性化を図る	町	
商工会運営事業 商工会経営指導及び商工会振興事業に対する補助	町	
水産一般管理事業 漁業関係団体の目的遂行に対する負担及び補助	町	

		森林資源利活用戦略推進事業 森林・林業に関わる活動・取組を総合的に推進する		
		起業家人材育成事業 起業や新規事業に取り組む人材の発掘、育成、都市部からの誘導		
		ハスカップ・地域ブランド化推進事業 ハスカップのブランド化の推進		
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(11) 過疎地域自立促進特別事業	地域公共交通対策事業 循環福祉バスの運行及び生活交通路線維持補助	町	
		テレビ共聴施設事業 地デジ難視聴地域の共聴施設の運営	町	
		I R U維持管理事業 地域情報通信施設の運営	町	
		町営ブロードバンド事業 地域情報通信施設の運営	町	
		イントラネット事業 公共施設のイントラ基盤施設等の運営	町	
3 生活環境の整備	(7) 過疎地域自立促進特別事業	交通安全防犯等推進事業 各種交通安全団体に対する助成	町	
		安全・安心省エネ住宅推進事業 住宅耐震化、太陽光発電システム設置、ペレットストーブ購入及び住宅リフォームの助成	町	
		防災アドバイザー事業 防災マスター、自主防災組織の設置	町	
		災害時要援護者対策事業	町	
		防災資機材の整備	町	
		安平・厚真行政事務組合負担金 本組合の運営のための負担金	町	
		胆振東部日高西部衛生組合負担金 本組合の運営のための負担金	町	
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	複合型地域福祉活動拠点施設運営事業 複合型地域福祉活動拠点施設の運営	町	
		腎臓機能障害及び指定難病等通院費助成事業 腎臓機能障害及び指定難病等の治療に要	町	

	する通院交通費の助成		
	人工透析患者等送迎サービス事業 人工透析患者の医療機関への送迎サービスの実施	町	
	自立支援給付事業 障害福祉サービスに係る介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、計画相談支援給付費、補装具費等の給付	町	
	発達支援センター運営事業 早期療育事業の実施	町	
	障がい者地域生活支援事業 心身障がい者への相談の実施及び助成	町	
	長寿祝金支給事業 100歳に達する方及び米寿の方への祝い金給付	町	
	敬老会開催事業 高齢者を対象に敬老会の開催	町	
	福祉バス運行等事業 町内事業者の運行するバスを高齢者が利用する場合の助成	町	
	高齢者入浴助成事業 高齢者への町内入浴施設の入浴助成	町	
	高齢者在宅生活支援事業 一人暮らしの高齢者への生活支援	町	
	在宅高齢者住宅改修支援事業 要介護者に対する住宅改修事業費の助成	町	
	高校生就学支援事業 町外の高校に通学する生徒の経済的負担の軽減	町	
	重度心身障害者医療給付事業 重度心身障害者への医療費助成	町	
	ひとり親家庭等医療給付事業 ひとり親家庭への医療費の助成	町	
	乳幼児医療費助成事業 乳幼児を持つ家庭への医療費の助成	町	
	養育医療給付事業 1歳未満の未熟児等への医療費の助成	町	

		子育て支援医療費還元事業 高校生までの児童生徒を持つ家庭への医療費の還元	町	
		子育て支援保育料還元事業 子育て世代への保育料の一部還元	町	
		こども園運営事業 認定こども園つみき・宮の森こども園の運営	町	
		子育て支援センター運営事業 子育て相談・子育てルームの運営	町	
		さくら保育園運営事業 共働き家庭等への子育て支援	町	
		厚真地区放課後児童クラブ事業 留守家庭の小学生（1年生から6年生）を対象にした学童保育の実施	町	
		上厚真地区放課後児童クラブ事業 留守家庭の小学生（1年生から6年生）を対象にした学童保育の実施	町	
		住民健診事業 健康増進法による健康診査等の実施	町	
		予防接種事業 予防接種法による予防接種の実施と各種助成	町	
		妊産婦保健事業 妊婦健康診査等の実施と特定不妊治療の助成	町	
		乳幼児保健事業 母子健康法による乳幼児保健事業の実施	町	
		食生活実態調査事業 町民の食生活の実態と分析 (3歳～15歳未満 3年に1度 15歳以上 6年に1度(抽出))	町	
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	医療施設等整備事業補助金 医療機器等の更新に対する助成	町	
		地域医療医師等確保支援補助金 医師等派遣に対する助成	町	
6 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	教育アドバイザー設置事業 教育アドバイザー設置による教育支援	町	

	業	厚真町教育サポート事業 ティームティーチングの実施	町			
		外国青年招致事業 外国語指導助手の配置	町			
		英語指導助手配置事業 外国語指導助手の配置（2名体制）	町			
		英語教育推進事業 中学3年生の海外派遣	町			
		特別支援教育支援員配置事業（小学校） 普通学級における障がいを持つ児童に 対応する特別支援教育支援員の配置	町			
		特別支援教育介助員配置事業（小学校） 特別支援学級における児童に対応する 特別支援教育介助員の配置	町			
		特別支援教育支援員配置事業（中学校） 普通学級における障がいを持つ生徒に 対応する特別支援教育支援員の配置	町			
		特別支援教育介助員配置事業（中学校） 特別支援学級における生徒に対応する 特別支援教育介助員の配置	町			
		厚真高等学校教育振興会補助金 厚真高等学校教育振興会に対する助成	町			
		生涯学習振興事業 家庭教育セミナー等の開催	町			
		生涯学習アドバイザー設置事業 生涯学習アドバイザー設置による総合 的な生涯学習支援	町			
		放課後子ども教室開催事業 放課後における各種教室の開催	町			
		スポーツセンター・スタードーム管理事業 スポーツセンター・スタードーム管理運営	町			
		7 地域文化の振興等	(2) 過疎地域自立促進特別事業	児童生徒芸術等鑑賞会開催事業 児童生徒を対象とした演劇鑑賞等の実施	町	
				文化財保護収集事業 文化財の収集・調査（郷土の文化資料の 収集等）の実施	町	

8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	埋蔵文化財発掘事業 厚幌ダム建設事業に伴う発掘及び遺跡発掘整理の実施	町	
		自治会等活動推進事業 自治会運営費の助成	町	
		集落支援員設置事業 地区巡回等の集落点検や地域の課題整理の実施	町	
		地域おこし協力隊設置事業 都市部からの優秀な人材確保及び林業・観光振興・特産品開発等の分野での活用	町	
		定住化促進対策事業 分譲地の整備、移住体験事業、空き家再生・持家建設促進の実施	町	
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	(2) 過疎地域自立促進特別事業	広報あつま発行事業 広報紙の定期的発行（月1回発行）	町	
		情報発信事業 公式キャラクターによるPR活動等の実施	町	